【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2026年9月17日提出
【発行者名】	フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 髙村　孝
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目５番１号
【事務連絡者氏名】	山本　亮子
【電話番号】	03-5219-5700
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	テンプルトン世界債券ファンド　限定為替ヘッジコース テンプルトン世界債券ファンド　為替ヘッジなしコース テンプルトン世界債券ファンド　毎月分配型・為替ヘッジなしコース
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	テンプルトン世界債券ファンド　限定為替ヘッジコース 1兆円を上限とします。 テンプルトン世界債券ファンド　為替ヘッジなしコース 1兆円を上限とします。 テンプルトン世界債券ファンド　毎月分配型・為替ヘッジなしコース 1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（1）【ファンドの名称】

テンプルトン世界債券ファンド 限定為替ヘッジコース
テンプルトン世界債券ファンド 為替ヘッジなしコース
テンプルトン世界債券ファンド 毎月分配型・為替ヘッジなしコース

・以下、上記を総称して「テンプルトン世界債券ファンド」または、各々を指して「ファンド」ということがあります。
・また、各々については、正式名称ではなく、以下の略称を使用することがあります。

ファンド名	略称
テンプルトン世界債券ファンド 限定為替ヘッジコース	限定為替ヘッジコース
テンプルトン世界債券ファンド 為替ヘッジなしコース	為替ヘッジなしコース
テンプルトン世界債券ファンド 毎月分配型・為替ヘッジなしコース	毎月分配型・為替ヘッジなしコース

・愛称として「地球号」という名称を用いることがあります。

（2）【内国投資信託受益証券の形態等】

・追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）
・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。
※ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（3）【発行（売出）価額の総額】

各ファンド、1兆円を上限とします。

（4）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
・基準価額につきましては、販売会社または「（８）申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

（5）【申込手数料】

申込手数料は、申込金額に3.3%（税抜3%）を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。
販売会社毎の手数料率等の詳細については、各販売会社にお問い合わせください。

（6）【申込単位】

販売会社が定める単位とします。
※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（7）【申込期間】

2026年9月18日から2027年3月18日までとします。
・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（8）【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞
フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社
ホームページアドレス：https://www.franklintempleton.co.jp
電話番号：03-5219-5940
受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで

（９）【払込期日】

- **取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。**
- **申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。**

（１０）【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

（１１）【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

（１２）【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的
信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。

② ファンドの基本的性格
＜テンプルトン世界債券ファンド 限定為替ヘッジコース＞

１）商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国内	株式
		債券
	海外	不動産投信
追加型投信		その他資産（　　）
	内外	資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

２）属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年１回	グローバル（日本を含む）		
	年２回	日本		
	年４回	北米	ファミリーファンド	あり（限定ヘッジ）
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　　）	年６回（隔月）	欧州		
	年12回（毎月）	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他（　）	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産（投資信託証券（債券　一般））		アフリカ		
資産複合 （　　） 資産配分固定型 資産配分変更型		中近東（中東） エマージング		

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対

象資産（その他資産（投資信託証券（債券　一般））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

＜テンプルトン世界債券ファンド 為替ヘッジなしコース＞

1）商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国　内	株　式
		債　券
	海　外	不動産投信
追加型投信	内　外	その他資産（　　）
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2）属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　　） 不動産投信 その他資産 （投資信託証券 （債券　一般）） 資産複合 （　　） 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回 年2回 年4回 年6回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他 （　）	グローバル （日本を含む） 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり （　　） なし

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（債券　一般））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

＜テンプルトン世界債券ファンド 毎月分配型・為替ヘッジなしコース＞

1）商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国　内	株　式
		債　券
	海　外	不動産投信
追加型投信	内　外	その他資産（　　）
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2）属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年１回	グローバル（日本を含む）		
	年２回	日本		
	年４回	北米	ファミリーファンド	あり（　　）
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性（　　）	年６回（隔月）	欧州		
	年１２回（毎月）	アジア		
		オセアニア		
	日々	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
不動産投信	その他（　）	アフリカ		
その他資産（投資信託証券（債券　一般））		中近東（中東）		
資産複合（　　） 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（債券　一般））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

＜商品分類の定義＞
1. 単位型投信・追加型投信の区分
   (1)単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行なわれないファンドをいう。
   (2)追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
2. 投資対象地域による区分
   (1)国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
   (2)海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
   (3)内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
3. 投資対象資産による区分
   (1)株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載が

あるものをいう。
(2)債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(3)不動産投信(リート)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(4)その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
(5)資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 独立した区分
(1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)：「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
(2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)：「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
(3)ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

＜補足として使用する商品分類＞
(1)インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
(2)特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

＜属性区分の定義＞
1. 投資対象資産による属性区分
(1)株式
①一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
②大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
③中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。
(2)債券
①一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
②公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
③社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
④その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
⑤格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。
(3)不動産投信
これ以上の詳細な分類は行なわないものとする。
(4)その他資産
組入れている資産を記載するものとする。
(5)資産複合
以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。
①資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
②資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分
①年1回：目論見書又は投資信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいう。
②年2回：目論見書又は投資信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいう。
③年4回：目論見書又は投資信託約款において、年４回決算する旨の記載があるものをいう。
④年6回(隔月)：目論見書又は投資信託約款において、年６回決算する旨の記載があるものをいう。
⑤年12回(毎月)：目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
⑥日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
⑦その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)
①グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
②日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
③北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
④欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
⑤アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
⑥オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
⑦中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
⑧アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
⑨中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
⑩エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 投資形態による属性区分
①ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
②ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをい

う。

5. 為替ヘッジによる属性区分
   ①為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行なう旨の記載があるものをいう。
   ②為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいう。
6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分
   ①日経225
   ②TOPIX
   ③その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。
7. 特殊型
   ①ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行なうとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
   ②条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
   ③ロング・ショート型／絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
   ④その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記①から③に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

※上記は、一般社団法人資産運用業協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人資産運用業協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人資産運用業協会のホームページ（https://www.imaj.or.jp/）でもご覧頂けます。

③　ファンドの特色

テンプルトン世界債券ファンドは、以下の3本のファンドから構成されています。

ファンドは以下の略称で記載される場合があります。また、これらを総称して「テンプルトン世界債券ファンド」または、個別に「ファンド」もしくは「各ファンド」という場合があります。

正式名称	略称
テンプルトン世界債券ファンド 限定為替ヘッジコース	限定為替ヘッジコース
テンプルトン世界債券ファンド 為替ヘッジなしコース	為替ヘッジなしコース
テンプルトン世界債券ファンド 毎月分配型・為替ヘッジなしコース	毎月分配型・為替ヘッジなしコース

1　世界各国（新興国を含む）の国債および政府機関債等を実質的な主要投資対象*とします。

*「実質的な主要投資対象」は、外国投資証券や投資信託の受益証券（これらを総称して、以下「投資信託証券」といいます。）を通じて投資する主要な投資対象を意味します。

ファンドは、複数の投資信託証券（投資対象ファンド）に投資を行うファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。

ファンドの仕組み

投資対象ファンドの投資目的

フランクリン・テンプルトン・インベストメント・ファンズ－テンプルトン・グローバル・ボンド・ファンド*	日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）
ファンドの主たる投資目的は、インカム・ゲイン、キャピタル・ゲインおよび通貨の利益を総合したトータル・リターンを最大化することです。	日本短期債券マザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の公社債・金融商品に投資を行い、信託財産の安定的な成長を目指して安定運用を行います。

*以下「テンプルトン・グローバル・ボンド・ファンド」ということがあります。
（注）詳しい投資対象ファンドの内容については、後述の「投資対象ファンドの概要」をご覧下さい。

〈限定為替ヘッジコース〉

「テンプルトン・グローバル・ボンド・ファンド　Class I (Mdis) JPY-H1」(以下、「JPY限定為替ヘッジ・クラス」ということがあります。)の円建て外国投資証券に投資します。「JPY限定為替ヘッジ・クラス」では、当該クラスの純資産額を米ドル換算した額の米ドル売り・円買いを行います(限定為替ヘッジ)。

〈為替ヘッジなしコース〉／〈毎月分配型・為替ヘッジなしコース〉

「テンプルトン・グローバル・ボンド・ファンド　Class I (Mdis) JPY」(以下、「JPYクラス」ということがあります。)の円建て外国投資証券に投資します。「JPYクラス」においては外貨建資産に対する為替ヘッジは行いません。

2 外国投資証券の組入れは高位を維持することを基本とします。

通常の状況においては、〈限定為替ヘッジコース〉は「JPY限定為替ヘッジ・クラス」へ、〈為替ヘッジなしコース〉〈毎月分配型・為替ヘッジなしコース〉は「JPYクラス」への投資を中心(概ね信託財産の純資産総額の90%以上)とします。

3 毎決算時に、収益分配方針に基づき分配を行います。

年2回決算

〈限定為替ヘッジコース〉／〈為替ヘッジなしコース〉

毎年6月および12月の20日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき分配を行います。

毎月決算

〈毎月分配型・為替ヘッジなしコース〉

毎月20日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき分配を行います。なお、6月および12月以外の月の決算時の分配については、原則として配当等収益を中心とするものとします。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 収益分配金額は、委託会社が毎計算期末の基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

ファンドの投資制限

- 投資信託証券および短期金融商品(短期運用の有価証券を含みます。)以外への直接投資は行いません。
- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への直接投資は行いません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

[収益分配金に関する留意事項]

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ

● 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

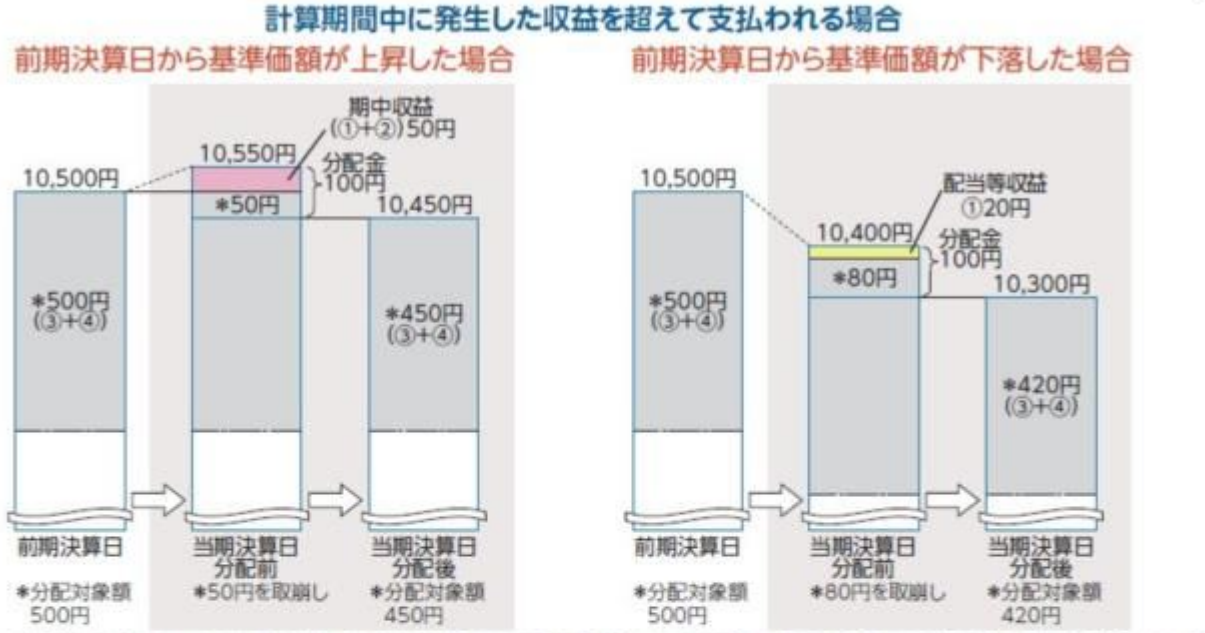

(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

● 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。
ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

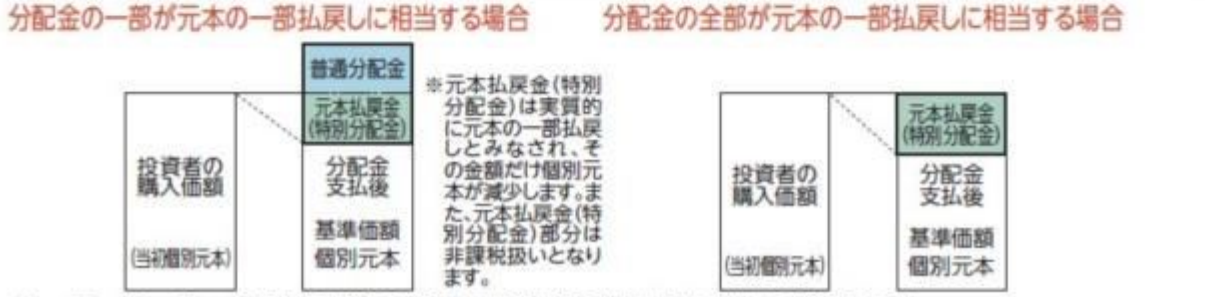

普　通　分　配　金:個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金(特別分配金):個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

④　信託金限度額
・各ファンド、5,000億円を限度として信託金を追加することができます。
・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

（２）【ファンドの沿革】

2010年12月27日
・ファンドの信託契約締結、運用開始
2021年 4月 1日
・ファンドの委託会社としての業務をフランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社からレッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社（商号を「フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社」に変更。）へ承継

（３）【ファンドの仕組み】

①　ファンドの仕組み

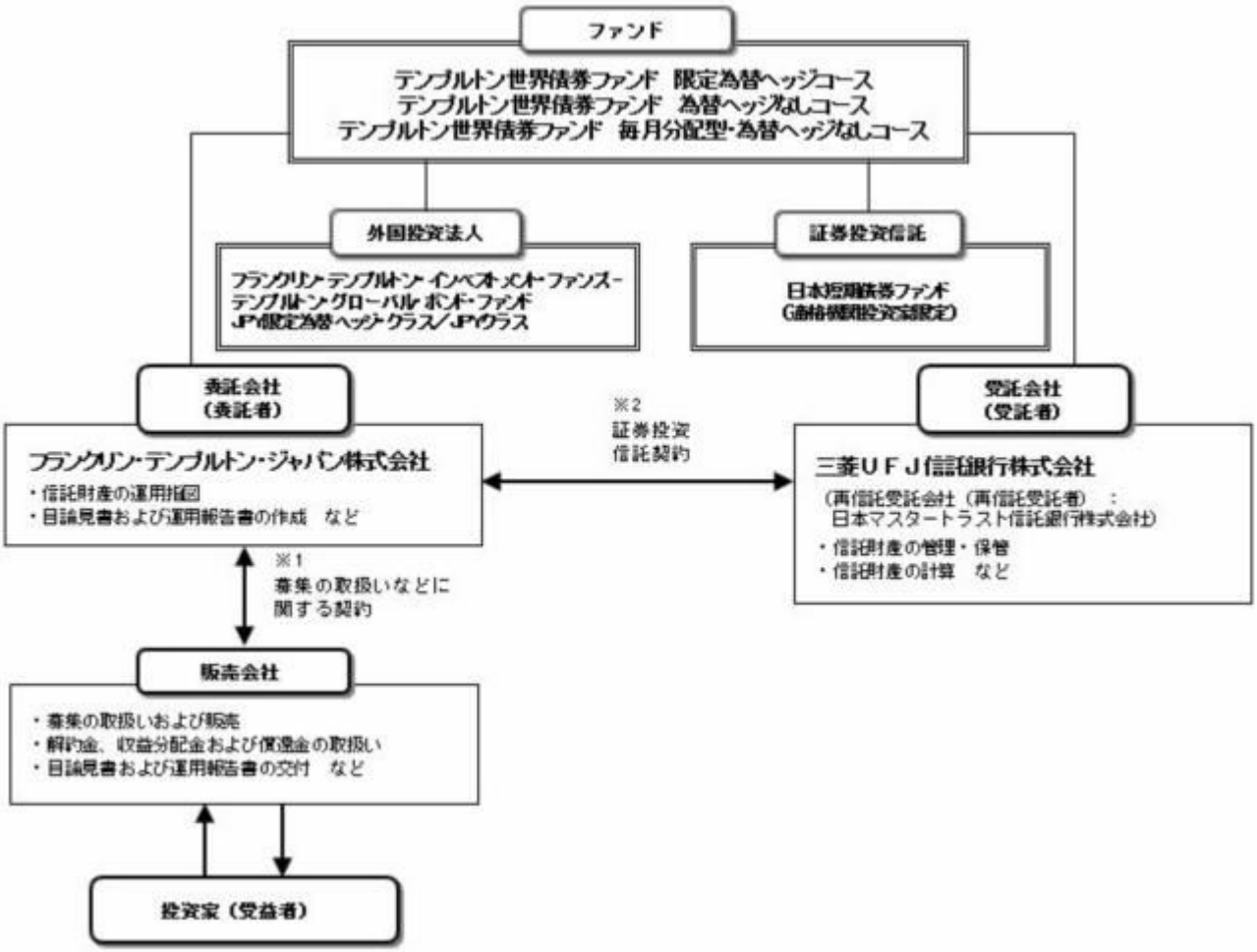

※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

② 委託会社の概況（2026年6月末現在）

1）資本金
1,000百万円

2）沿革

1998年4月28日	ソロモン投信委託株式会社設立
1998年6月16日	証券投資信託委託会社免許取得
1998年11月30日	投資顧問業登録
1999年6月24日	投資一任契約に係る業務の認可取得
1999年10月1日	スミス バーニー投資顧問株式会社と合併、「エスエスビーシティ・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更
2001年4月1日	「シティグループ・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更
2006年1月1日	「レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更
2007年9月30日	金融商品取引業登録
2021年4月1日	フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社と合併、「フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社」に社名変更
2024年10月1日	パトナム・インベストメンツ・ジャパン株式会社と合併

3）大株主の状況

名　　称	住　　所	所有株数	所有比率
フランクリン・テンプルトン・キャピタル・ホールディングス・プライベート・リミテッド	シンガポール共和国038987 サンテックタワーワン　26-03 テマセック大通り7	78,270株	100%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

＜テンプルトン世界債券ファンド 限定為替ヘッジコース＞

① 主として、外国投資証券である「フランクリン・テンプルトン・インベストメント・ファンズ - テンプルトン・グローバル・ボンド・ファンド（Class I (Mdis) JPY-H1)」への投資を通じて、世界各国（新興国を含む）の国債および政府機関債等に実質的な投資を行います。また、証券投資信託である「日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）」の受益証券への投資も行います。

② 外国投資証券への投資は高位（概ね信託財産の純資産総額の90％以上）を維持することを基本とします。ただし、当該外国投資証券が一般社団法人資産運用業協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該外国投資証券への投資は、信託財産の純資産総額の10％以内とします。

③ 一般社団法人資産運用業協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10％、合計で20％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

④ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

＜投資対象ファンドの選定方針＞

投資対象ファンドについては、その具体的な投資対象を重視して選定を行います。また、余裕資金の円滑な運用を目的とした選定も行います。

＜テンプルトン世界債券ファンド 為替ヘッジなしコース＞
＜テンプルトン世界債券ファンド 毎月分配型・為替ヘッジなしコース＞

① 主として、外国投資証券である「フランクリン・テンプルトン・インベストメント・ファンズ - テンプルトン・グローバル・ボンド・ファンド（Class I (Mdis) JPY)」への投資を通じて、世界各国（新興国を含む）の国債および政府機関債等に実質的な投資を行います。また、証券投資信託である「日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）」の受益証券への投資も行います。

② 外国投資証券への投資は高位（概ね信託財産の純資産総額の90％以上）を維持することを基本とします。ただし、当該外国投資証券が一般社団法人資産運用業協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該外国投資証券への投資は、信託財産の純資産総額の10％以内とします。

③ 一般社団法人資産運用業協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10％、合計で20％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

④ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

＜投資対象ファンドの選定方針＞

投資対象ファンドについては、その具体的な投資対象を重視して選定を行います。また、余裕資金の円滑な運用を目的とした選定も行います。

（２）【投資対象】

投資信託証券を主要投資対象とします。

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

１）次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）
　イ）有価証券
　ロ）約束手形（イ）に掲げるものに該当するものを除きます。）
　ハ）金銭債権（イ）およびロ）に掲げるものに該当するを除きます。）

２）次に掲げる特定資産以外の資産
　為替手形

② 有価証券の指図範囲

委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１）コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
２）外国または外国の者の発行する証券または証書で、１）の証券の性質を有するもの
３）国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債券等を除きます。）
４）投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
５）投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
６）指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券のうち投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第１項第２号に規定する元本補填契約のある金銭信託の受益権に係るものに限ります。）
７）外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、３）の証券を「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。４）の証券および５）の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品の指図範囲

委託者は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下同じ。）により運用することを指図することができます。

１）預金

２）指定金銭信託（金融商品取引法第２条第２項第１号に規定する信託の受益権のうち投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第１項第２号に規定する元本補填契約のある金銭信託の受益権に係るものに限り、上記②の６）に掲げるものを除きます。）
３）コール・ローン
４）手形割引市場において売買される手形

④　上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を上記③の１）～４）に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

◆投資対象とする投資信託証券（投資対象ファンド）の概要（2026年6月30日現在）

ファンド名	フランクリン・テンプルトン・インベストメント・ファンズ - テンプルトン・グローバル・ボンド・ファンド JPY限定為替ヘッジ・クラス／JPYクラス
形態	ルクセンブルク籍／外国投資法人／オープンエンド型
投資目的	ファンドの主たる投資目的は、インカム・ゲイン、キャピタル・ゲインおよび通貨の利益を総合したトータル・リターンを最大化することです。
主な投資戦略	主として世界各国の政府または政府機関が発行する固定および変動利付債券等（非投資適格債券を含む）に投資することにより、上記の投資目的を達成することを目指します。投資制限の範囲内で社債（非投資適格債券を含む）に投資することができます。また、複数の国によって組織または援助された国際機関（国際復興開発銀行や欧州投資銀行など）が発行する債券にも投資することができます。ヘッジ目的、ポートフォリオの効率的な運用および投資目的のためにデリバティブ取引を行うことができます。デリバティブ取引には、スワップ（金利スワップ、クレジット・デフォルト・スワップ、トータル・リターン・スワップなど）、為替先渡およびクロス為替先渡取引、先物取引（国債先物を含む）、オプション（金利キャップ、通貨オプションなど）が含まれます。デリバティブ取引により、特定のイールドカーブ、デュレーション、通貨、信用（クレジット）のポジションが負（マイナス）となることがあります。他の証券、資産または通貨の値動きに価格が連動する証券や商品にも投資することができます。純資産総額の10%までの範囲内で債務不履行の状態にある債券を保有する場合があります。また、優先株式や債券から転換されたまたは交換された株式を保有することもあります。 新興国、デリバティブ取引、非投資適格および債務不履行の状態にある債券への投資は、高いリスクを伴います。 JPY限定為替ヘッジ・クラス：当該クラスの純資産額を米ドル換算した額の米ドル売り・円買いを行います（限定為替ヘッジ）。 JPYクラス：原則として、為替ヘッジを行いません。
主な投資制限	デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定しません。
関係法人	運用会社：フランクリン・アドバイザーズ・インク（米国） 管理会社：フランクリン・テンプルトン・インターナショナル・サービシーズ・エス・エー・アール・エル（ルクセンブルク）（業務委託先：JPモルガン・エスイー ルクセンブルク支店（ルクセンブルク）） 保管銀行：JPモルガン・エスイー ルクセンブルク支店（ルクセンブルク）
設定年月日	1991年2月28日※1
決算日	6月30日
申込手数料	かかりません。※2
運用報酬※3	年率0.55%※2
管理会社報酬※3	年率0.20%以内
保管銀行報酬※3	年率0.01%～0.14%

・テンプルトン・グローバル・ボンド・ファンドは、各シェアクラス（申込手数料や運用報酬等の異なる複数のシェアクラスが用意されています。）に申し込まれた資金をまとめて運用しますが、基準価額はシェアクラス毎に算出・発表されます。
※1 ファンドが投資を行う「JPY限定為替ヘッジ・クラス」および「JPYクラス」の導入は2010年12月です。
※2 ファンドが投資を行う「JPY限定為替ヘッジ・クラス」、「JPYクラス」のものです。
※3 この他に監査費用、組入れ有価証券の売買委託手数料等取引に要する費用等がかかります。

ファンド名	日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）
形態	国内籍／追加型株式投資信託
投資目的等	日本短期債券マザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の公社債・金融商品に投資し、信託財産の安定的な成長を目指して安定運用を行います。NOMURA-BPI短期インデックスをベンチマークとし、これを上回る投資成果を目指します。受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。
主な投資制限	株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 外貨建資産への投資は行いません。
関係法人	委託会社：三菱UFJアセットマネジメント株式会社 受託会社：三菱UFJ信託銀行株式会社
設定年月日	2007年9月26日
決算日	7月22日（ただし、休業日の場合は翌営業日）
申込手数料	かかりません。
信託報酬	年率0.143%（税抜0.13%）

・NOMURA-BPI短期インデックスとは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表しているわが国の残存期間1年から3年の債券で構成されている債券パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI総合のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

＜ご参考＞
当ファンドの投資対象ファンドである「フランクリン・テンプルトン・インベストメント・ファンズ - テンプ

ルトン・グローバル・ボンド・ファンド」の運用プロセスを示したものです。

運用プロセス

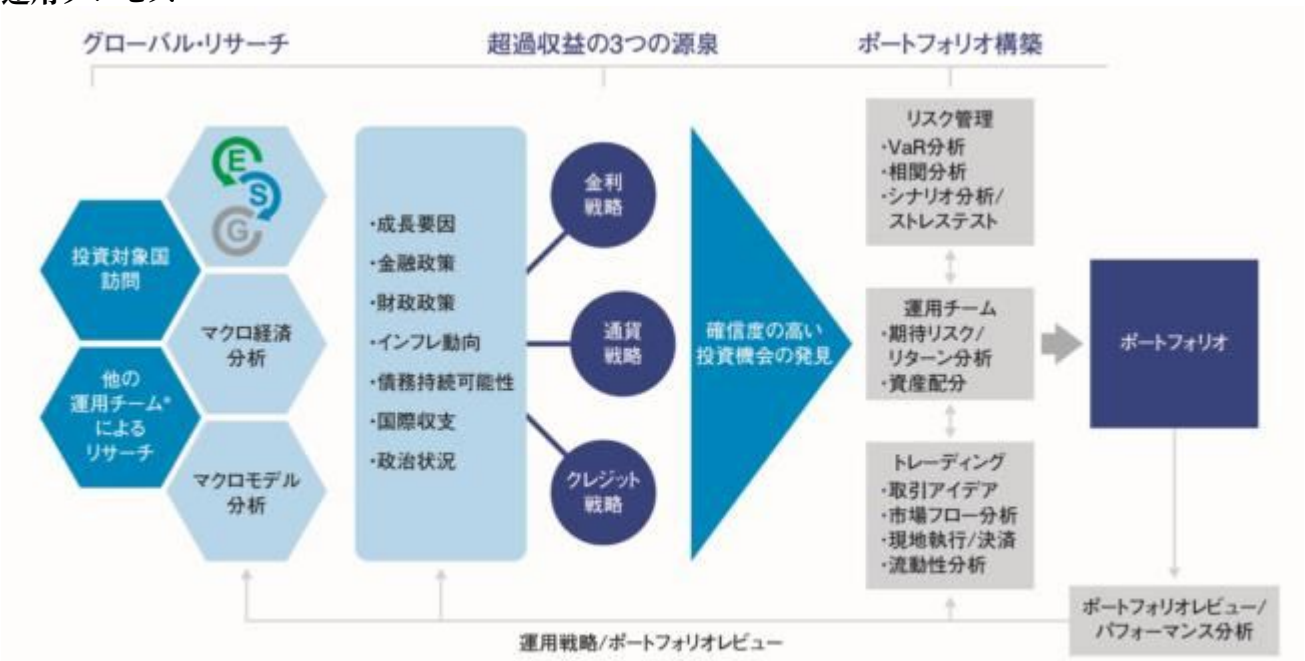

*フランクリン・テンプルトンの他の債券・株式運用チームを指します。
（注）上記はイメージ図です。

■ 徹底したファンダメンタルズ分析

●運用チームは、投資機会発掘のため世界各国の金融・財政政策、貿易収支、財政収支などのマクロ経済ファンダメンタルズ分析や外的ショックへの耐性、全般的な政治状況など様々な視点からの分析を行います。

●投資魅力度の高い債券や通貨を特定するために、独自の金利・通貨予測モデルや分析手法を用いています。

（３）【運用体制】

■ファンドの運用体制

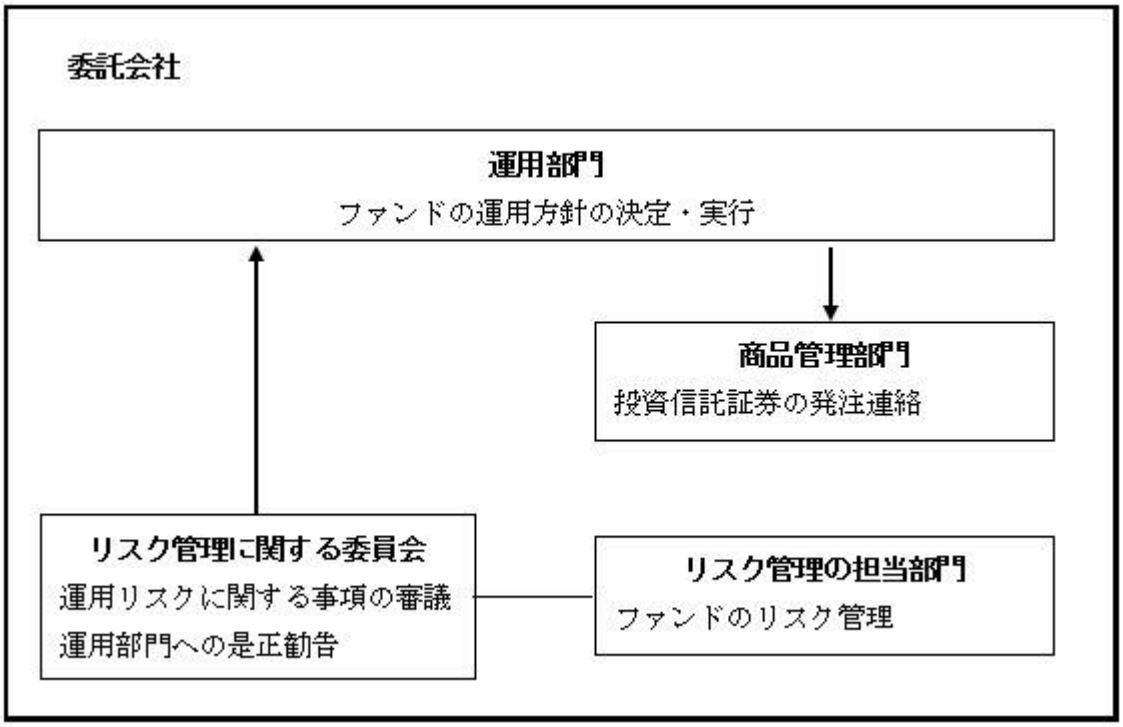

■内部管理体制および意思決定を監督する組織等

①委託会社では、組織規則においてファンドの運用に関係する部署を規定しており、証券投資信託委託業務にかかる業務運営規程において、証券投資信託にかかわる信託財産の運用に関し、基本的な事項を定

めております。また、実際の売買執行等について社内規程を設けているほか、各部署において業務マニュアルを策定しております。
②運用に関しては、運用部門及び関連部署の代表で構成される社内委員会が開催され、各ファンドの運用状況の報告のほか、その他運用に関する事項について審議します。
③ファンドのリスク管理は、運用部門から独立したリスク管理の担当部門（人数３名）が行います。また、リスク管理に関する委員会において、ファンドのパフォーマンス評価、リスク分析、運用ガイドラインモニタリング結果に関する報告等、その他運用リスクに関する事項について審議し、必要に応じて運用部門に対して是正勧告を行います。

■委託会社によるファンドの関係法人に対する管理体制
委託会社は、受託会社または再信託受託会社に対して、内部統制に関する外部監査人による報告書の提出を求めるほか、担当部署による委託会社独自の確認作業を実施し、受託会社等の業務状況についてモニタリングを行っています。

※上記体制は2026年6月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

①　収益分配方針
＜テンプルトン世界債券ファンド　限定為替ヘッジコース＞
＜テンプルトン世界債券ファンド　為替ヘッジなしコース＞
毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。
１）分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
２）収益分配金額は、委託者が毎計算期末の基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
３）留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

＜テンプルトン世界債券ファンド　毎月分配型・為替ヘッジなしコース＞
毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。
１）分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
２）収益分配金額は、委託者が毎計算期末の基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。なお、６月および12月以外の月の決算時の分配については、原則として配当等収益を中心とするものとします。また、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
３）留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

②　収益分配金の支払い
＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞
原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。
＜分配金受取りコース（一般コース）＞
毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

（５）【投資制限】

①　約款に定める投資制限
１）投資信託証券および短期金融商品（短期運用の有価証券を含みます。）以外への直接投資は行いません。
２）投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
３）外貨建資産への直接投資は行いません。
４）同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
５）資金の借入れ
イ）委託者は、投資信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
ロ）一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間、もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
ハ）収益分配金の再投資に係る借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
ニ）借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

②　法令による投資制限
同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律）
同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行ないません。

3【投資リスク】

（1）基準価額の変動要因

ファンドは、値動きのある資産に投資しますので、基準価額が変動します。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用により生じた利益および損失はすべて投資者の皆様に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。
ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、主として世界各国の国債および政府機関債等の債券に投資を行うため、以下の「主な変動要因」などがファンドの基準価額に影響を及ぼします。

＜主な変動要因＞

① 金利変動リスク
債券の価格は、通常、金利が上昇すれば下落し、金利が低下すれば上昇するといった特性を持っており、金利変動の影響を受けます。

② 信用リスク
発行国や発行体の債務返済能力、業績・財務内容、格付け、市場環境の変化等により、債券価格は大きく変動することがあります。デフォルト（債務不履行）が生じた場合あるいはデフォルトが予想されると債券価格は大きく下落し、機動的に売買できないこともあります。また、金融商品等の取引相手方に債務不履行が生じた場合等には、損失を被るリスクがあります。

③ カントリーリスク
世界各国の金融・証券市場への投資は、それらの国・地域の政治、経済および社会情勢の変化等によって市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな制限や規制が設けられた等の場合には、運用上の制約を受ける可能性があります。このような場合に、ファンドの基準価額はその影響を受けることがあります。また、新興国の金融・証券市場への投資には、政治・経済構造が先進国と比べ不安定であるため、投資環境の急変により市場が混乱した場合や取引に対して新たな制限や規制が設けられた場合、運用上の制約を大きく受ける可能性が想定されます。

④ 為替変動リスク
＜限定為替ヘッジコース＞
投資対象ファンドの「JPY限定為替ヘッジ・クラス」では、当該クラスの純資産額を米ドル換算した額の米ドル売り・円買いを行います（限定為替ヘッジ）。実質の通貨配分と異なる場合が想定され、ヘッジが行われない部分やオーバーヘッジとなる部分が発生します。したがって、限定為替ヘッジコースでは為替変動の影響を受けることが想定されます。
また、円の金利が米ドルの金利より低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかるため、基準価額の変動要因となります。
＜為替ヘッジなしコース＞／＜毎月分配型・為替ヘッジなしコース＞
投資対象ファンドの「JPYクラス」では、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を受けます。

※ 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

＜その他の留意点＞

① 解約代金の支払資金を手当するために保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や流動性等の状況によっては基準価額が大きく下落する可能性があります。また、保有証券の売却代金回収までの期間、一時的に当ファンドで資金借入れを行うことによって当ファンドの解約代金の支払いに対応する場合、借入金利は当ファンドが負担することになります。

② 当初設定及び償還前の一定期間、大量の追加設定または解約による資金動向の急変時、急激な市況変動が発生もしくは予想されるときは、当ファンドの投資の基本方針にしたがった運用ができない場合があります。

③ 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

④ 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。

（2）リスク管理体制

委託会社では、運用部門から独立したリスク管理の担当部門が、ファンドのリスク管理を行います。
また各種委員会において、ファンドのパフォーマンス評価、リスク分析、運用ガイドラインモニタリング結果に関する報告、その他運用リスクに関する事項について審議し、必要に応じて運用部門に対して是正勧告を行います。
流動性リスクについては、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。
経営委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

※上記体制は2026年6月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

参考情報

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移
2021年7月末～2026年6月末

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較
2021年7月末～2026年6月末

〈限定為替ヘッジコース〉

〈為替ヘッジなしコース〉

〈毎月分配型・為替ヘッジなしコース〉

＊分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2021年7月末を10,000として指数化しております。
＊年間騰落率は、2021年7月から2026年6月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。
＊全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
＊2021年7月から2026年6月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
＊決算日に対応した数値とは異なります。
＊当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

上記の分配金再投資基準価額および年間騰落率はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

≪各資産クラスの指数≫
日 本 株…東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
先進国株…MSCI-KOKUSAI インデックス（配当込み、円ベース）
新興国株…MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
日本国債…NOMURA-BPI国債
先進国債…FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）
（注）海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について
騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
東証株価指数（TOPIX）（配当込み）は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス（配当込み、円ベース）
MSCI-KOKUSAI インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債
NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）
JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

申込手数料は、申込金額に3.3%（税抜3%）を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。
販売会社毎の手数料率等の詳細については、各販売会社にお問い合わせください。
・申込手数料の額（１口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。
・＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。
・販売会社によっては、償還乗換、乗換優遇の適用を受けることができる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※申込手数料は、ファンド及び関連する投資環境の説明並びに情報提供、購入に関する事務手続き等の対価として、購入時にお支払いいただくものです。

（2）【換金（解約）手数料】

① 換金手数料
ありません。
② 信託財産留保額
ありません。

（3）【信託報酬等】

① 信託報酬
信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年1.0725%（税抜0.975%）の率を乗じて得た額とします。
② 信託報酬の配分
1）ファンドにかかる信託報酬
信託報酬の配分（税抜）は、以下の通りとします。

信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率			
合計	委託会社	販売会社	受託会社

年0.975%	年0.200%	年0.750%	年0.025%

役務の内容	
委託会社	ファンドの運用、受託会社への指図、基準価額の算出、開示資料作成等
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、各種事務手続き等
受託会社	信託財産の管理、委託会社からの指図の実行等

２）投資対象ファンドにかかる運用・管理報酬等
投資対象ファンドの純資産総額に年率0.76%～0.89%を乗じて得た額とします。
※主要な投資対象ファンドの料率を記載しています。

３）実質的な負担
当ファンドの信託報酬と投資対象ファンドの運用・管理報酬等を合計した、受益者が実質的に負担する料率は、年率1.8325%～1.9625%（税込）です。
※実際の負担率は、投資対象ファンドの組入比率などにより変動します。
一部の投資対象ファンドにおける監査費用、有価証券の売買委託手数料等は含まれておりません。

③　支払時期
信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

（４）【その他の手数料等】

①　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息（「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
②　信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
③　有価証券の保管に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
④　ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料等の有価証券取引に係る手数料※は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
※ファンドから投資信託証券への投資には、申込手数料はかかりません。
⑤　ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当てを目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息を信託財産中より支弁します。

※これらの費用等については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※当ファンドのお申込時、保有期間中及びご換金時に受益者に直接または間接的にご負担いただく手数料及び費用等の合計額もしくはその上限額またはこれらの計算方法については、受益者の皆さまが当ファンドを保有する期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。
・公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。
・当ファンドは、NISAの対象ではありません。

①　個人受益者の場合
１）収益分配金に対する課税
収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税５%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。
２）解約金および償還金に対する課税
解約時および償還時の差益（譲渡益）*については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税５%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税５%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。
＊解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益
※確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

②　法人受益者の場合
１）収益分配金、解約金、償還金に対する課税
収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された

税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

２）益金不算入制度の適用
益金不算入制度は適用されません。

※買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③　個別元本

１）各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

２）受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、１口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

④　普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

１）収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」（元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

２）受益者が収益分配金を受け取る際

イ）収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の１口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

ロ）収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の１口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。

ハ）収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

＜分配金に関するイメージ図＞

イ）の場合

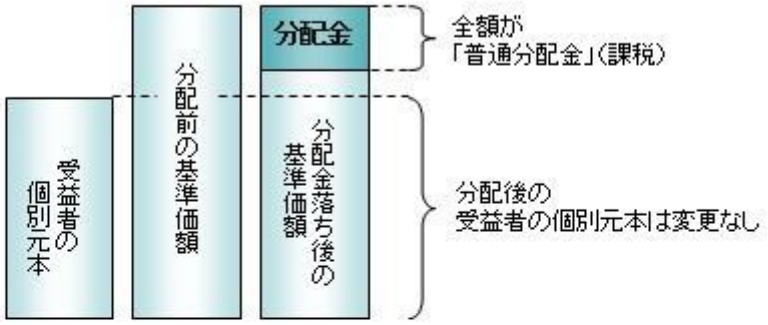

ロ）、ハ）の場合

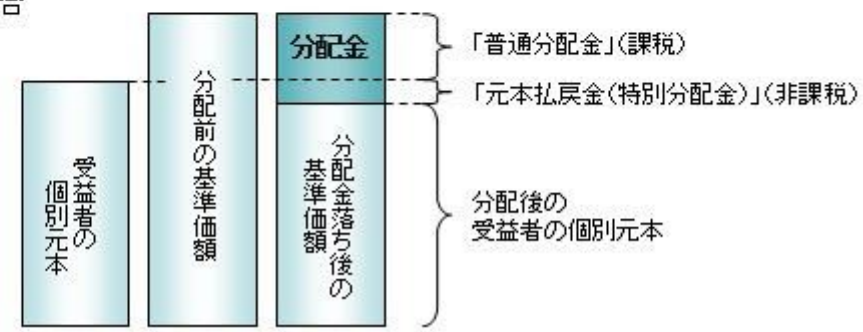

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は2026年6月末現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

参考情報　ファンドの総経費率

	総経費率（①+②+③）	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②	投資先ファンド③	
				運用管理費用の比率	運用管理費用以外の比率
限定為替ヘッジコース	1.92%	1.07%	0.05%	0.54%	0.26%
為替ヘッジなしコース	1.92%	1.07%	0.03%	0.54%	0.28%
毎月分配型・為替ヘッジなしコース	1.93%	1.07%	0.05%	0.54%	0.27%

※対象期間は2025年12月23日～2026年6月22日です。
※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。）を、対象期間中の平均受益権口数に平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除した値（年率）です。
※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
※当ファンドの費用と投資先ファンドの費用について、計上された期間が異なる場合があります。
※詳細につきましては、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧下さい。

５【運用状況】

以下は、2026年6月30日現在の運用状況であります。
投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。また、小数点以下第3位を四捨五入しており、合計と合わない場合があります。

【テンプルトン世界債券ファンド　限定為替ヘッジコース】

（１）【投資状況】

資産の種類	国名/地域名	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	日本	2,839,825	0.64
投資証券	ルクセンブルク	440,948,382	98.81
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	2,450,103	0.55
合計(純資産総額)		446,238,310	100.00

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a.上位３０銘柄

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	帳簿価額単価(円)	帳簿価額金額(円)	評価額単価(円)	評価額金額(円)	投資比率(%)
1	ルクセンブルク	投資証券	フランクリン・テンプルトン・インベストメント・ファンズ - テンプルトン・グローバル・ボンド・ファンド（Class I (Mdis) JPY-H1)	1,031,796.103	426.38	439,937,222	427.36	440,948,382	98.81
2	日本	投資信託受益証券	日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）	2,703,566	1.0497	2,837,933	1.0504	2,839,825	0.64

b.種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	0.64
投資証券	98.81
合計	99.45

②【投資不動産物件】
該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】
該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

期間末	純資産総額（円）		基準価額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第12計算期間末　(2016年12月20日)	5,999,113,743	6,004,541,442	11,053	11,063
第13計算期間末　(2017年 6月20日)	6,168,532,239	6,173,984,417	11,314	11,324
第14計算期間末　(2017年12月20日)	5,684,848,517	5,689,940,476	11,164	11,174
第15計算期間末　(2018年 6月20日)	5,156,397,812	5,161,187,079	10,767	10,777
第16計算期間末　(2018年12月20日)	5,039,016,938	5,043,654,532	10,866	10,876
第17計算期間末　(2019年 6月20日)	5,043,890,488	5,048,474,859	11,002	11,012
第18計算期間末　(2019年12月20日)	4,543,688,323	4,548,024,712	10,478	10,488
第19計算期間末　(2020年 6月22日)	4,222,992,996	4,227,209,464	10,015	10,025
第20計算期間末　(2020年12月21日)	3,981,572,920	3,985,572,507	9,955	9,965
第21計算期間末　(2021年 6月21日)	3,779,954,260	3,783,865,297	9,665	9,675
第22計算期間末　(2021年12月20日)	1,106,365,170	1,107,551,013	9,330	9,340
第23計算期間末　(2022年 6月20日)	951,753,349	952,834,055	8,807	8,817
第24計算期間末　(2022年12月20日)	860,563,721	861,579,331	8,473	8,483
第25計算期間末　(2023年 6月20日)	833,872,830	834,870,390	8,359	8,369
第26計算期間末　(2023年12月20日)	721,694,508	722,584,168	8,112	8,122
第27計算期間末　(2024年 6月20日)	605,832,889	606,655,583	7,364	7,374
第28計算期間末　(2024年12月20日)	513,228,036	513,979,427	6,830	6,840
第29計算期間末　(2025年 6月20日)	516,749,018	517,448,201	7,391	7,401
第30計算期間末　(2025年12月22日)	468,294,142	468,924,947	7,424	7,434
第31計算期間末　(2026年 6月22日)	445,269,499	445,867,021	7,452	7,462
2025年 6月末日	525,320,328	—	7,447	—
7月末日	510,642,858	—	7,348	—
8月末日	510,286,413	—	7,471	—
9月末日	489,947,697	—	7,530	—
10月末日	479,367,100	—	7,483	—
11月末日	473,619,633	—	7,463	—
12月末日	472,936,667	—	7,488	—
2026年 1月末日	481,333,431	—	7,733	—
2月末日	477,280,074	—	7,747	—
3月末日	446,238,828	—	7,287	—
4月末日	453,677,378	—	7,479	—
5月末日	449,218,247	—	7,519	—

6月末日	446,238,310	―	7,467	―

（注）基準価額は1万口当たりの純資産額です。

②【分配の推移】

期	期間	1万口当たりの分配金（円）
第12計算期間	2016年 6月21日～2016年12月20日	10
第13計算期間	2016年12月21日～2017年 6月20日	10
第14計算期間	2017年 6月21日～2017年12月20日	10
第15計算期間	2017年12月21日～2018年 6月20日	10
第16計算期間	2018年 6月21日～2018年12月20日	10
第17計算期間	2018年12月21日～2019年 6月20日	10
第18計算期間	2019年 6月21日～2019年12月20日	10
第19計算期間	2019年12月21日～2020年 6月22日	10
第20計算期間	2020年 6月23日～2020年12月21日	10
第21計算期間	2020年12月22日～2021年 6月21日	10
第22計算期間	2021年 6月22日～2021年12月20日	10
第23計算期間	2021年12月21日～2022年 6月20日	10
第24計算期間	2022年 6月21日～2022年12月20日	10
第25計算期間	2022年12月21日～2023年 6月20日	10
第26計算期間	2023年 6月21日～2023年12月20日	10
第27計算期間	2023年12月21日～2024年 6月20日	10
第28計算期間	2024年 6月21日～2024年12月20日	10
第29計算期間	2024年12月21日～2025年 6月20日	10
第30計算期間	2025年 6月21日～2025年12月22日	10
第31計算期間	2025年12月23日～2026年 6月22日	10

③【収益率の推移】

期	期間	収益率（%）
第12計算期間	2016年 6月21日～2016年12月20日	10.16
第13計算期間	2016年12月21日～2017年 6月20日	2.45
第14計算期間	2017年 6月21日～2017年12月20日	△1.24
第15計算期間	2017年12月21日～2018年 6月20日	△3.47
第16計算期間	2018年 6月21日～2018年12月20日	1.01
第17計算期間	2018年12月21日～2019年 6月20日	1.34
第18計算期間	2019年 6月21日～2019年12月20日	△4.67
第19計算期間	2019年12月21日～2020年 6月22日	△4.32
第20計算期間	2020年 6月23日～2020年12月21日	△0.50
第21計算期間	2020年12月22日～2021年 6月21日	△2.81
第22計算期間	2021年 6月22日～2021年12月20日	△3.36
第23計算期間	2021年12月21日～2022年 6月20日	△5.50
第24計算期間	2022年 6月21日～2022年12月20日	△3.68
第25計算期間	2022年12月21日～2023年 6月20日	△1.23
第26計算期間	2023年 6月21日～2023年12月20日	△2.84

第27計算期間	2023年12月21日～2024年 6月20日	△9.10
第28計算期間	2024年 6月21日～2024年12月20日	△7.12
第29計算期間	2024年12月21日～2025年 6月20日	8.36
第30計算期間	2025年 6月21日～2025年12月22日	0.58
第31計算期間	2025年12月23日～2026年 6月22日	0.51

（注）収益率は、計算期間末の基準価額（分配付きの額。）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前計算期間末基準価額」といいます。）を控除した額を前計算期間末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

（４）【設定及び解約の実績】

期	設定口数（口）	解約口数（口）
第12計算期間	171,645,084	774,039,467
第13計算期間	584,851,480	560,372,773
第14計算期間	110,286,939	470,505,587
第15計算期間	48,288,704	350,980,600
第16計算期間	78,389,189	230,061,883
第17計算期間	54,916,437	108,139,298
第18計算期間	43,527,048	291,509,862
第19計算期間	25,589,018	145,509,673
第20計算期間	18,211,039	235,092,197
第21計算期間	16,908,211	105,457,907
第22計算期間	18,230,539	2,743,425,061
第23計算期間	10,319,398	115,456,013
第24計算期間	9,683,275	74,779,338
第25計算期間	25,211,507	43,261,228
第26計算期間	13,007,881	120,907,918
第27計算期間	10,854,486	77,820,290
第28計算期間	13,339,650	84,642,594
第29計算期間	14,452,995	66,661,031
第30計算期間	16,400,954	84,779,400
第31計算期間	7,161,524	40,444,513

（注）当該各期間中において、本邦外における設定または解約の実績はありません。

【テンプルトン世界債券ファンド　為替ヘッジなしコース】

（１）【投資状況】

資産の種類	国名/地域名	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	日本	11,767,354	0.50
投資証券	ルクセンブルク	2,306,281,337	98.55
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	22,074,231	0.94
合計(純資産総額)		2,340,122,922	100.00

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a.上位３０銘柄

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	帳簿価額単価(円)	帳簿価額金額(円)	評価額単価(円)	評価額金額(円)	投資比率(%)
1	ルクセンブルク	投資証券	フランクリン・テンプルトン・インベストメント・ファンズ - テンプルトン・グローバル・ボンド・ファンド（Class I（Mdis）JPY）	2,060,614.837	1,112.37	2,292,166,126	1,119.22	2,306,281,337	98.55
2	日本	投資信託受益証券	日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）	11,202,737	1.0497	11,759,513	1.0504	11,767,354	0.50

b.種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	0.50
投資証券	98.55
合計	99.06

②【投資不動産物件】
該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】
該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

期間末	純資産総額（円）		基準価額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第12計算期間末　(2016年12月20日)	7,215,668,628	7,220,284,643	15,632	15,642
第13計算期間末　(2017年 6月20日)	6,422,402,379	6,426,572,381	15,401	15,411
第14計算期間末　(2017年12月20日)	5,774,252,616	5,777,983,051	15,479	15,489
第15計算期間末　(2018年 6月20日)	5,145,408,112	5,148,900,053	14,735	14,745
第16計算期間末　(2018年12月20日)	5,014,696,355	5,017,955,206	15,388	15,398
第17計算期間末　(2019年 6月20日)	4,776,203,203	4,779,347,466	15,190	15,200
第18計算期間末　(2019年12月20日)	4,452,719,004	4,455,721,481	14,830	14,840
第19計算期間末　(2020年 6月22日)	3,915,764,755	3,918,560,610	14,006	14,016
第20計算期間末　(2020年12月21日)	3,466,613,972	3,469,179,135	13,514	13,524
第21計算期間末　(2021年 6月21日)	3,300,788,252	3,303,143,103	14,017	14,027
第22計算期間末　(2021年12月20日)	3,117,727,620	3,119,953,598	14,006	14,016
第23計算期間末　(2022年 6月20日)	3,137,626,867	3,139,618,184	15,757	15,767
第24計算期間末　(2022年12月20日)	2,910,501,189	2,912,351,348	15,731	15,741
第25計算期間末　(2023年 6月20日)	2,868,523,477	2,870,253,860	16,577	16,587
第26計算期間末　(2023年12月20日)	2,559,228,519	2,560,750,192	16,819	16,829
第27計算期間末　(2024年 6月20日)	2,399,156,235	2,400,545,928	17,264	17,274
第28計算期間末　(2024年12月20日)	2,189,651,235	2,190,979,192	16,489	16,499
第29計算期間末　(2025年 6月20日)	2,145,701,888	2,146,973,832	16,869	16,879
第30計算期間末　(2025年12月22日)	2,274,736,535	2,275,945,760	18,812	18,822
第31計算期間末　(2026年 6月22日)	2,327,647,844	2,328,830,430	19,683	19,693

2025年 6月末日	2,158,912,869	—	16,975	—
7月末日	2,199,345,603	—	17,346	—
8月末日	2,187,196,738	—	17,413	—
9月末日	2,208,899,311	—	17,814	—
10月末日	2,270,096,998	—	18,416	—
11月末日	2,273,671,224	—	18,700	—
12月末日	2,276,432,927	—	18,799	—
2026年 1月末日	2,308,880,018	—	19,117	—
2月末日	2,350,911,245	—	19,576	—
3月末日	2,265,915,724	—	18,883	—
4月末日	2,329,457,063	—	19,514	—
5月末日	2,319,057,002	—	19,543	—
6月末日	2,340,122,922	—	19,797	—

（注）基準価額は1万口当たりの純資産額です。

②【分配の推移】

期	期間	1万口当たりの分配金（円）
第12計算期間	2016年 6月21日～2016年12月20日	10
第13計算期間	2016年12月21日～2017年 6月20日	10
第14計算期間	2017年 6月21日～2017年12月20日	10
第15計算期間	2017年12月21日～2018年 6月20日	10
第16計算期間	2018年 6月21日～2018年12月20日	10
第17計算期間	2018年12月21日～2019年 6月20日	10
第18計算期間	2019年 6月21日～2019年12月20日	10
第19計算期間	2019年12月21日～2020年 6月22日	10
第20計算期間	2020年 6月23日～2020年12月21日	10
第21計算期間	2020年12月22日～2021年 6月21日	10
第22計算期間	2021年 6月22日～2021年12月20日	10
第23計算期間	2021年12月21日～2022年 6月20日	10
第24計算期間	2022年 6月21日～2022年12月20日	10
第25計算期間	2022年12月21日～2023年 6月20日	10
第26計算期間	2023年 6月21日～2023年12月20日	10
第27計算期間	2023年12月21日～2024年 6月20日	10
第28計算期間	2024年 6月21日～2024年12月20日	10
第29計算期間	2024年12月21日～2025年 6月20日	10
第30計算期間	2025年 6月21日～2025年12月22日	10
第31計算期間	2025年12月23日～2026年 6月22日	10

③【収益率の推移】

期	期間	収益率（%）
第12計算期間	2016年 6月21日～2016年12月20日	23.34
第13計算期間	2016年12月21日～2017年 6月20日	△1.41
第14計算期間	2017年 6月21日～2017年12月20日	0.57

第15計算期間	2017年12月21日～2018年 6月20日	△4.74
第16計算期間	2018年 6月21日～2018年12月20日	4.50
第17計算期間	2018年12月21日～2019年 6月20日	△1.22
第18計算期間	2019年 6月21日～2019年12月20日	△2.30
第19計算期間	2019年12月21日～2020年 6月22日	△5.49
第20計算期間	2020年 6月23日～2020年12月21日	△3.44
第21計算期間	2020年12月22日～2021年 6月21日	3.80
第22計算期間	2021年 6月22日～2021年12月20日	△0.01
第23計算期間	2021年12月21日～2022年 6月20日	12.57
第24計算期間	2022年 6月21日～2022年12月20日	△0.10
第25計算期間	2022年12月21日～2023年 6月20日	5.44
第26計算期間	2023年 6月21日～2023年12月20日	1.52
第27計算期間	2023年12月21日～2024年 6月20日	2.71
第28計算期間	2024年 6月21日～2024年12月20日	△4.43
第29計算期間	2024年12月21日～2025年 6月20日	2.37
第30計算期間	2025年 6月21日～2025年12月22日	11.58
第31計算期間	2025年12月23日～2026年 6月22日	4.68

（注）収益率は、計算期間末の基準価額（分配付きの額。）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前計算期間末基準価額」といいます。）を控除した額を前計算期間末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

（４）【設定及び解約の実績】

期	設定口数（口）	解約口数（口）
第12計算期間	122,085,592	638,436,995
第13計算期間	113,512,340	559,525,154
第14計算期間	148,173,711	587,740,695
第15計算期間	76,852,935	315,347,170
第16計算期間	60,983,554	294,073,231
第17計算期間	80,760,195	195,348,881
第18計算期間	73,054,162	214,839,695
第19計算期間	55,607,281	262,229,576
第20計算期間	48,471,712	279,163,803
第21計算期間	51,871,894	262,183,808
第22計算期間	36,283,302	165,156,465
第23計算期間	45,934,436	280,594,920
第24計算期間	34,039,670	175,198,089
第25計算期間	41,234,180	161,010,090
第26計算期間	41,265,304	249,974,677
第27計算期間	18,328,418	150,308,454
第28計算期間	15,531,602	77,268,100
第29計算期間	14,925,833	70,938,496
第30計算期間	12,027,763	74,746,852
第31計算期間	17,783,571	44,422,585

（注）当該各期間中において、本邦外における設定または解約の実績はありません。

【テンプルトン世界債券ファンド　毎月分配型・為替ヘッジなしコース】

（１）【投資状況】

資産の種類	国名/地域名	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	日本	824,608	0.68
投資証券	ルクセンブルク	119,868,801	98.34
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	1,192,961	0.98
合計(純資産総額)		121,886,370	100.00

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a.上位３０銘柄

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	帳簿価額単価(円)	帳簿価額金額(円)	評価額単価(円)	評価額金額(円)	投資比率(%)
1	ルクセンブルク	投資証券	フランクリン・テンプルトン・インベストメント・ファンズ - テンプルトン・グローバル・ボンド・ファンド（Class I (Mdis) JPY)	107,100.303	1,112.37	119,135,164	1,119.22	119,868,801	98.34
2	日本	投資信託受益証券	日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）	785,042	1.0497	824,058	1.0504	824,608	0.68

b.種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	0.68
投資証券	98.34
合計	99.02

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

期間末	純資産総額（円）		基準価額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第12特定期間末　(2016年12月20日)	604,670,522	610,351,191	14,172	14,292
第13特定期間末　(2017年 6月20日)	984,201,554	1,000,549,026	13,625	13,925
第14特定期間末　(2017年12月20日)	873,826,157	891,710,739	13,395	13,695
第15特定期間末　(2018年 6月20日)	670,458,552	687,376,025	12,449	12,749
第16特定期間末　(2018年12月20日)	647,441,779	662,997,763	12,707	13,007
第17特定期間末　(2019年 6月20日)	344,873,925	354,586,556	12,225	12,525
第18特定期間末　(2019年12月20日)	251,101,523	258,021,746	11,660	11,960
第19特定期間末　(2020年 6月22日)	206,429,118	212,657,415	10,738	11,038

第20特定期間末	(2020年12月21日)	147,007,259	150,122,057	10,197	10,372
第21特定期間末	(2021年 6月21日)	144,566,288	146,704,423	10,429	10,579
第22特定期間末	(2021年12月20日)	140,916,563	142,987,268	10,275	10,425
第23特定期間末	(2022年 6月20日)	129,064,659	130,790,340	11,412	11,562
第24特定期間末	(2022年12月20日)	93,709,834	95,260,238	11,252	11,402
第25特定期間末	(2023年 6月20日)	106,522,866	107,829,295	11,715	11,865
第26特定期間末	(2023年12月20日)	109,933,984	111,340,691	11,736	11,886
第27特定期間末	(2024年 6月20日)	115,018,408	116,461,409	11,900	12,050
第28特定期間末	(2024年12月20日)	111,332,713	112,818,796	11,227	11,377
第29特定期間末	(2025年 6月20日)	98,979,151	100,356,610	11,336	11,486
第30特定期間末	(2025年12月22日)	108,059,093	109,359,179	12,478	12,628
第31特定期間末	(2026年 6月22日)	121,116,718	122,522,027	12,897	13,047
	2025年 6月末日	99,665,831	—	11,407	—
	7月末日	100,455,450	—	11,631	—
	8月末日	101,182,613	—	11,650	—
	9月末日	103,322,116	—	11,889	—
	10月末日	106,614,505	—	12,261	—
	11月末日	107,583,643	—	12,424	—
	12月末日	108,051,605	—	12,470	—
	2026年 1月末日	116,568,962	—	12,652	—
	2月末日	122,115,924	—	12,927	—
	3月末日	118,594,890	—	12,449	—
	4月末日	122,834,615	—	12,832	—
	5月末日	120,451,572	—	12,825	—
	6月末日	121,886,370	—	12,972	—

（注１）分配付の純資産総額及び基準価額は、各特定期間末の純資産総額及び基準価額に、各特定期間中に支払われた分配金の総額（基準価額については1万口当たり）を加算しております。

（注２）基準価額は1万口当たりの純資産額です。

②【分配の推移】

期	期間	1万口当たりの分配金（円）
第12特定期間	2016年 6月21日～2016年12月20日	120
第13特定期間	2016年12月21日～2017年 6月20日	300
第14特定期間	2017年 6月21日～2017年12月20日	300
第15特定期間	2017年12月21日～2018年 6月20日	300
第16特定期間	2018年 6月21日～2018年12月20日	300
第17特定期間	2018年12月21日～2019年 6月20日	300
第18特定期間	2019年 6月21日～2019年12月20日	300
第19特定期間	2019年12月21日～2020年 6月22日	300
第20特定期間	2020年 6月23日～2020年12月21日	175
第21特定期間	2020年12月22日～2021年 6月21日	150
第22特定期間	2021年 6月22日～2021年12月20日	150
第23特定期間	2021年12月21日～2022年 6月20日	150

第24特定期間	2022年 6月21日～2022年12月20日	150
第25特定期間	2022年12月21日～2023年 6月20日	150
第26特定期間	2023年 6月21日～2023年12月20日	150
第27特定期間	2023年12月21日～2024年 6月20日	150
第28特定期間	2024年 6月21日～2024年12月20日	150
第29特定期間	2024年12月21日～2025年 6月20日	150
第30特定期間	2025年 6月21日～2025年12月22日	150
第31特定期間	2025年12月23日～2026年 6月22日	150

③【収益率の推移】

期	期間	収益率（%）
第12特定期間	2016年 6月21日～2016年12月20日	23.25
第13特定期間	2016年12月21日～2017年 6月20日	△1.74
第14特定期間	2017年 6月21日～2017年12月20日	0.51
第15特定期間	2017年12月21日～2018年 6月20日	△4.82
第16特定期間	2018年 6月21日～2018年12月20日	4.48
第17特定期間	2018年12月21日～2019年 6月20日	△1.43
第18特定期間	2019年 6月21日～2019年12月20日	△2.17
第19特定期間	2019年12月21日～2020年 6月22日	△5.33
第20特定期間	2020年 6月23日～2020年12月21日	△3.41
第21特定期間	2020年12月22日～2021年 6月21日	3.75
第22特定期間	2021年 6月22日～2021年12月20日	△0.04
第23特定期間	2021年12月21日～2022年 6月20日	12.53
第24特定期間	2022年 6月21日～2022年12月20日	△0.09
第25特定期間	2022年12月21日～2023年 6月20日	5.45
第26特定期間	2023年 6月21日～2023年12月20日	1.46
第27特定期間	2023年12月21日～2024年 6月20日	2.68
第28特定期間	2024年 6月21日～2024年12月20日	△4.39
第29特定期間	2024年12月21日～2025年 6月20日	2.31
第30特定期間	2025年 6月21日～2025年12月22日	11.40
第31特定期間	2025年12月23日～2026年 6月22日	4.56

（注）収益率は、特定期間末の基準価額（分配付きの額。）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前特定期間末基準価額」といいます。）を控除した額を前特定期間末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

（４）【設定及び解約の実績】

期	設定口数（口）	解約口数（口）
第12特定期間	2,423,804	86,663,318
第13特定期間	336,240,285	40,550,329
第14特定期間	142,900,233	212,917,832
第15特定期間	80,377,577	194,151,520
第16特定期間	2,627,605	31,687,190
第17特定期間	6,864,694	234,276,443
第18特定期間	2,749,678	69,490,863

第19特定期間	3,038,750	26,159,886
第20特定期間	1,746,668	49,811,803
第21特定期間	3,322,492	8,869,039
第22特定期間	1,935,400	3,410,158
第23特定期間	2,382,258	26,433,616
第24特定期間	925,758	30,743,119
第25特定期間	12,528,853	4,882,097
第26特定期間	5,709,450	2,968,946
第27特定期間	6,234,233	3,248,370
第28特定期間	3,396,987	886,322
第29特定期間	660,678	12,516,507
第30特定期間	813,085	1,526,655
第31特定期間	10,036,583	2,725,627

（注）当該各期間中において、本邦外における設定または解約の実績はありません。

≪参考情報≫

運用実績

基準価額・純資産の推移（過去10年間）

〈限定為替ヘッジコース〉

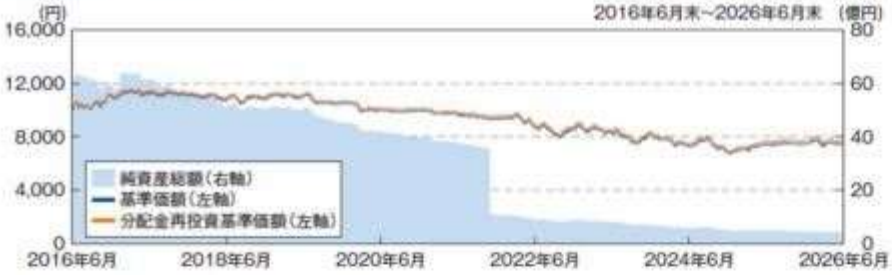

〈為替ヘッジなしコース〉

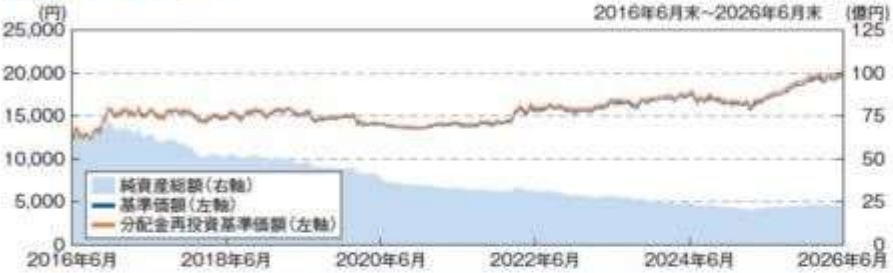

〈毎月分配型・為替ヘッジなしコース〉

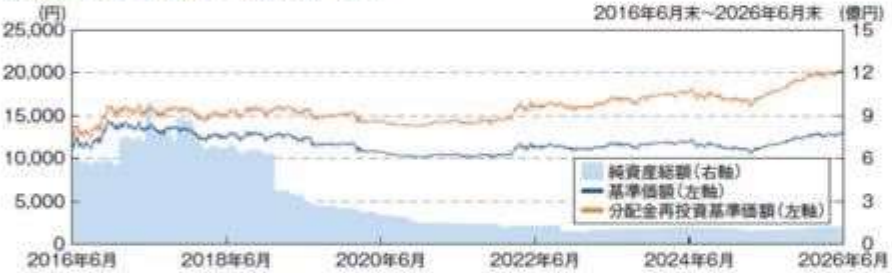

※基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後のものです。
※分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものとして計算しています。
※分配金は1万口当たり、税引前
※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

基準価額・純資産／分配の推移

〈限定為替ヘッジコース〉

基準価額	純資産総額
7,467円	4億円
2024年6月	10円
2024年12月	10円
2025年6月	10円
2025年12月	10円
2026年6月	10円
設定来累計	310円

〈為替ヘッジなしコース〉

基準価額	純資産総額
19,797円	23億円
2024年6月	10円
2024年12月	10円
2025年6月	10円
2025年12月	10円
2026年6月	10円
設定来累計	310円

〈毎月分配型・為替ヘッジなしコース〉

基準価額	純資産総額
12,972円	1億円
2026年2月	25円
2026年3月	25円
2026年4月	25円
2026年5月	25円
2026年6月	25円
直近1年間累計	300円
設定来累計	5,345円

主要な資産の状況

※比率は純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。また、小数点以下第2位を四捨五入しており、合計と合わない場合があります。

〈限定為替ヘッジコース〉

テンプルトン・グローバル・ボンド・ファンド Class I (Mdis) JPY-H1	98.8%
日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）	0.6%
コール・ローン等	0.5%
計	100.0%

〈為替ヘッジなしコース〉

テンプルトン・グローバル・ボンド・ファンド Class I (Mdis) JPY	98.6%
日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）	0.5%
コール・ローン等	0.9%
計	100.0%

〈毎月分配型・為替ヘッジなしコース〉

テンプルトン・グローバル・ボンド・ファンド Class I (Mdis) JPY	98.3%
日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）	0.7%
コール・ローン等	1.0%
計	100.0%

■<ご参考>投資対象ファンドの状況

テンプルトン・グローバル・ボンド・ファンド（2026年6月末現在（現地））*

種類別組入比率

投資適格債券	61.8%
非投資適格債券	25.5%
現金・その他	12.7%

*テンプルトン・グローバル・ボンド・ファンドの計算日における月末最終日です。
※現金・その他には、デリバティブを含んでいる場合があります。

組入上位10銘柄

銘柄	利率	償還年月日	国・地域名	比率
ブラジル国債	10.000%	2031/1/1	ブラジル	6.6%
ビクトリア州財務公社債	2.000%	2037/11/20	オーストラリア	6.5%
マレーシア国債	3.899%	2027/11/16	マレーシア	5.2%
ノルウェー国債	1.750%	2027/2/17	ノルウェー	5.2%
南アフリカ国債	9.000%	2040/1/31	南アフリカ	4.1%
ウルグアイ国債	3.875%	2040/7/2	ウルグアイ	3.4%
コロンビア国債	9.250%	2042/5/28	コロンビア	3.2%
米国国債	4.250%	2034/11/15	米国	2.9%
クイーンズランド州財務公社債	1.750%	2034/7/20	オーストラリア	2.6%
スペイン国債	3.150%	2035/4/30	スペイン	2.5%

※組入上位10銘柄は、償還まで1年以内の割引債券を除いております。

日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）（2026年6月末現在）

種類別組入比率

債券	98.5%
現金・その他	1.5%

年間収益率の推移（暦年ベース）

〈限定為替ヘッジコース〉

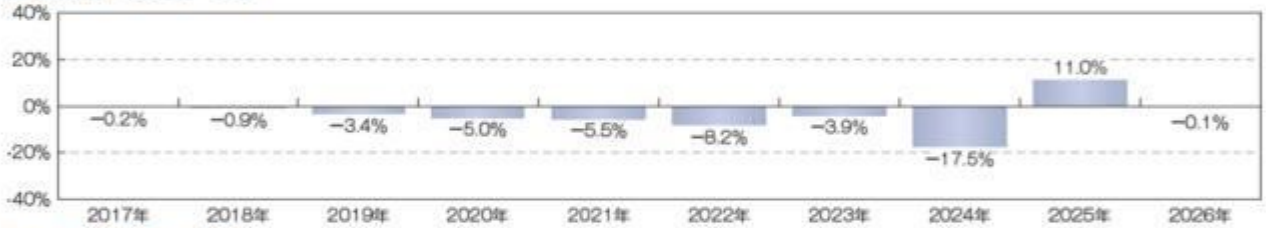

〈為替ヘッジなしコース〉

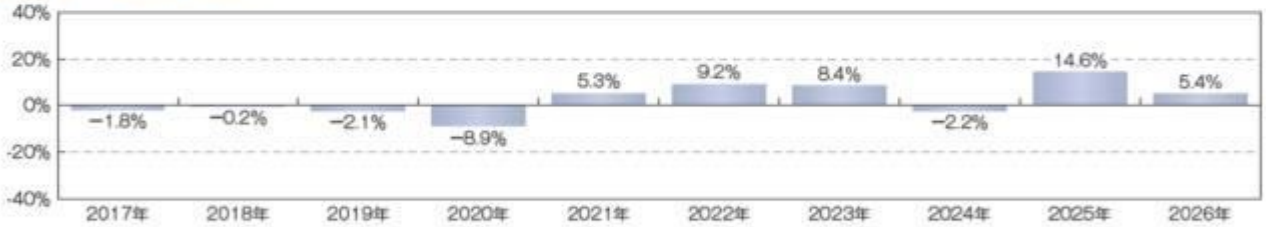

〈毎月分配型・為替ヘッジなしコース〉

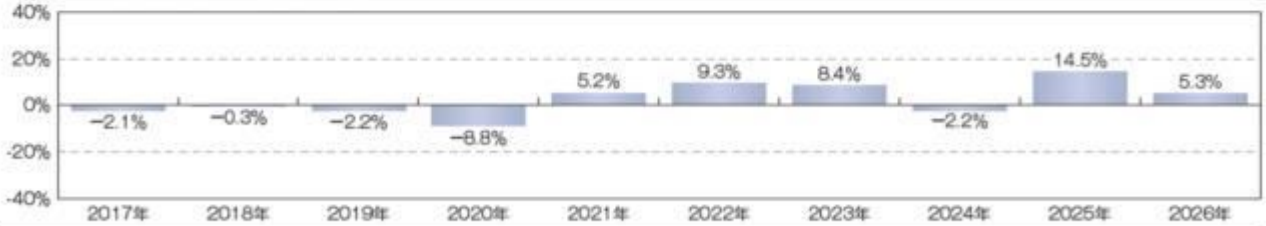

※ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資したものとして計算しています。
※ファンドにベンチマークはありません。
※2026年は年初から基準日までの収益率を表示しています。

ファンドの運用実績はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
ファンドの運用状況は、委託会社のホームページで確認することができます。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

（１）申込方法
販売会社所定の方法でお申し込みください。

（２）コースの選択
収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞と＜分配金受取

りコース（一般コース）＞の２通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。
＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞
収益分配金を自動的に再投資するコースです。
＜分配金受取りコース（一般コース）＞
収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。
※販売会社によっては、取扱コースの名称が異なる場合があります。

（３）申込みの受付
販売会社の営業日に受け付けます。

（４）取扱時間
原則として、午後3時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。
なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。
販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。

（５）取得申込不可日
販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
・ニューヨーク証券取引所の休業日
・ルクセンブルクの銀行の休業日

（６）申込金額
取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。
※＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞において収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

（７）申込単位
販売会社が定める単位とします。
※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（８）申込代金の支払い
取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

（９）受付の中止および取消
委託会社は、証券取引所※における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資信託財産の適正な評価ができないと委託者が判断したときなどやむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。
※金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第８項第３号もしくは同項第５号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。

２【換金（解約）手続等】

＜解約請求による換金＞

（１）解約の受付
販売会社の営業日に受け付けます。

（２）取扱時間
原則として、午後3時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。
なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。
販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。

（３）解約請求不可日
販売会社の営業日であっても、解約請求日が下記のいずれかに該当する場合は、解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
・ニューヨーク証券取引所の休業日
・ルクセンブルクの銀行の休業日

（４）解約制限
ありません。

（５）解約価額
解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞
フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社
ホームページアドレス：https://www.franklintempleton.co.jp
電話番号：03-5219-5940
受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで

（６）手取額
１口当たりの手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。
※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。
詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

（７）解約単位
1口単位
※販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（８）解約代金の支払い
原則として、解約請求受付日から起算して6営業日目からお支払いします。

（９）受付の中止および取消
・委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資信託財産の

適正な評価ができないと委託者が判断したときなどやむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

① 基準価額の算出
・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
・基準価額とは、信託財産に属する資産を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは１万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

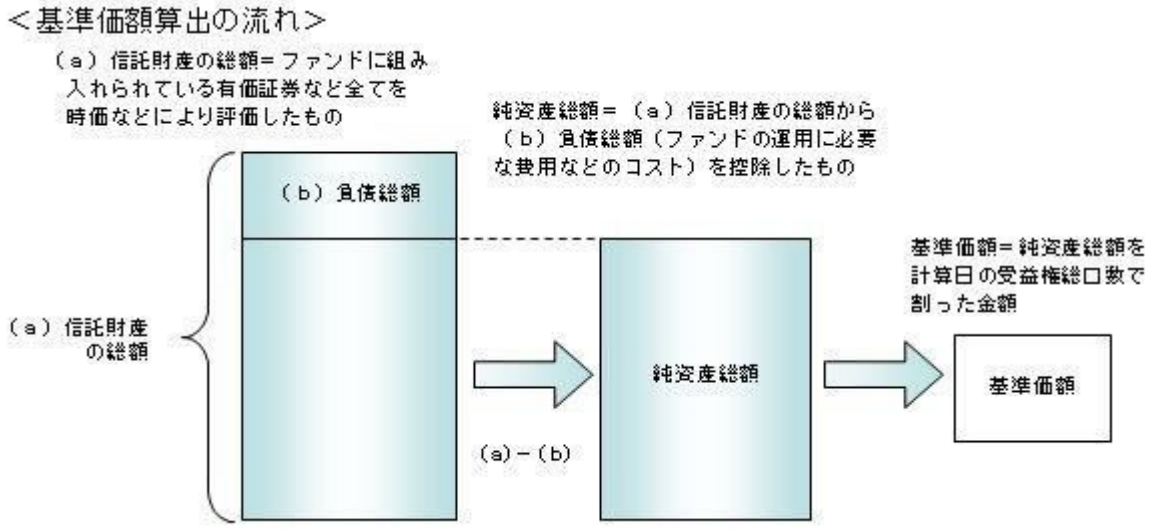

② 有価証券などの評価基準
・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人資産運用業協会規則に従って時価評価します。
＜主な資産の評価方法＞
◇投資信託証券
原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

③ 基準価額の照会方法
販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞
フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社
ホームページアドレス：https://www.franklintempleton.co.jp
電話番号：03-5219-5940
受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

無期限とします（2010年12月27日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

（4）【計算期間】

＜テンプルトン世界債券ファンド　限定為替ヘッジコース＞
＜テンプルトン世界債券ファンド　為替ヘッジなしコース＞
毎年6月21日から12月20日まで、12月21日から翌年6月20日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

＜テンプルトン世界債券ファンド　毎月分配型・為替ヘッジなしコース＞
毎月21日から翌月20日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

（５）【その他】

① 信託の終了（繰上償還）

１）委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。

イ）受益者の解約により受益権の口数が5億口を下回ることとなった場合

ロ）繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき

ハ）やむを得ない事情が発生したとき

２）この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）

３）委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。

イ）信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合

ロ）監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき

ハ）委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）

ニ）受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき

４）繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

② 償還金について

・償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して５営業日まで）から受益者に支払います。

・償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

③ 信託約款の変更など

１）委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

２）この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。）については、書面決議を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）

３）委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

④ 書面決議

１）繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の２週間前までに知れている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。

２）受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。

３）書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上にあたる多数をもって行ないます。

４）繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。

５）当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。

６）当ファンドは、受益者からの換金請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受け付けません。

＜書面決議の主な流れ＞

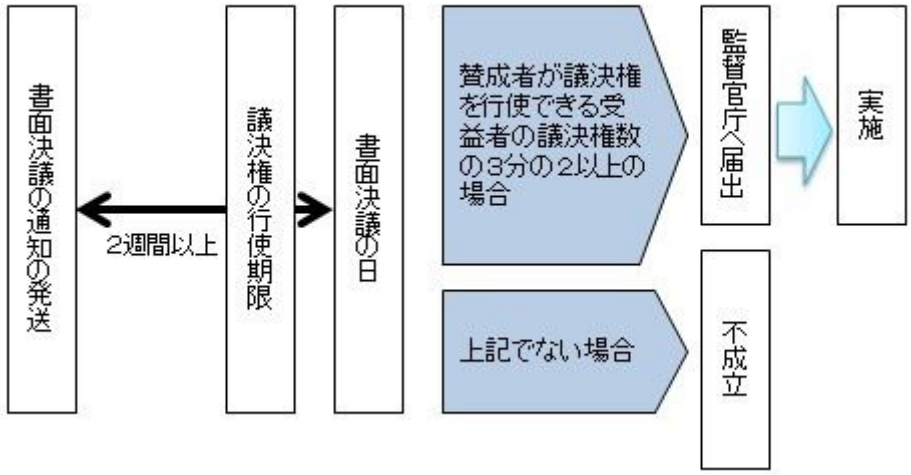

⑤ 公告

公告は日本経済新聞に掲載します。

⑥ 運用報告書の作成

・委託会社は、年２回（６月、12月）および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証

券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
・交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して交付されます。
・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。
ホームページアドレス：https://www.franklintempleton.co.jp

⑦　関係法人との契約について
販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より１年間とします。ただし、期間満了の３ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に１年間延長されるものとし、以後も同様とします。

⑧　他の受益者の氏名などの開示の請求の制限
受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。
１．他の受益者の氏名または名称および住所
２．他の受益者が有する受益権の内容

４【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

（１）収益分配金・償還金受領権
・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から５年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行なわない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

（２）解約請求権
受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

（３）帳簿閲覧権
受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

テンプルトン世界債券ファンド　限定為替ヘッジコース
テンプルトン世界債券ファンド　為替ヘッジなしコース

（１）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月ごとに作成しております。

（３）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第31期計算期間（2025年12月23日から2026年 6月22日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

テンプルトン世界債券ファンド　毎月分配型・為替ヘッジなしコース

（１）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月ごとに作成しております。

（３）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（2025年12月23日から2026年6月22日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

１【財務諸表】

【テンプルトン世界債券ファンド　限定為替ヘッジコース】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第30期 2025年12月22日現在	第31期 2026年 6月22日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	10,428,431	5,680,783
投資信託受益証券	2,828,741	2,837,933
投資証券	458,499,209	439,937,222
未収利息	171	132
流動資産合計	471,756,552	448,456,070
資産合計	471,756,552	448,456,070
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	630,805	597,522
未払解約金	77	95
未払受託者報酬	69,341	63,413
未払委託者報酬	2,634,609	2,409,384
その他未払費用	127,578	116,157
流動負債合計	3,462,410	3,186,571
負債合計	3,462,410	3,186,571
純資産の部		
元本等		
元本	630,805,393	597,522,404
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△162,511,251	△152,252,905
（分配準備積立金）	237,525,350	232,862,681
元本等合計	468,294,142	445,269,499
純資産合計	468,294,142	445,269,499
負債純資産合計	471,756,552	448,456,070

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第30期 自　2025年 6月21日 至　2025年12月22日	第31期 自　2025年12月23日 至　2026年 6月22日
営業収益		
受取配当金	16,337,533	14,063,843
受取利息	14,278	15,331
有価証券売買等損益	△10,110,388	△8,816,638
営業収益合計	6,241,423	5,262,536
営業費用		
受託者報酬	69,341	63,413
委託者報酬	2,634,609	2,409,384
その他費用	127,578	116,157
営業費用合計	2,831,528	2,588,954
営業利益又は営業損失（△）	3,409,895	2,673,582
経常利益又は経常損失（△）	3,409,895	2,673,582
当期純利益又は当期純損失（△）	3,409,895	2,673,582
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	790,468	476,200
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△182,434,821	△162,511,251
剰余金増加額又は欠損金減少額	22,115,123	10,416,922
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	22,115,123	10,416,922
剰余金減少額又は欠損金増加額	4,180,175	1,758,436
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	4,180,175	1,758,436
分配金	630,805	597,522
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△162,511,251	△152,252,905

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第31期 自 2025年12月23日　至 2026年 6月22日
1.有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資証券の基準価額に基づいて評価しております。
2.収益及び費用の計上基準	受取配当金 投資証券 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。
3.その他財務諸表作成のための基礎となる事項	ファンドの計算期間 ファンドの計算期間は、前期末および当期末が休日であることから、2025年12月23日から2026年 6月22日までとなっております。

（未適用の会計基準等に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

第30期 2025年12月22日現在	第31期 2026年 6月22日現在
1.　計算期間の末日における受益権の総数 630,805,393口	1.　計算期間の末日における受益権の総数 597,522,404口
2.　元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額 162,511,251円	2.　元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額 152,252,905円
3.　計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 一口当たり純資産額　0.7424円 (一万口当たり純資産額)　(7,424円)	3.　計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 一口当たり純資産額　0.7452円 (一万口当たり純資産額)　(7,452円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第30期 自 2025年 6月21日 至 2025年12月22日	第31期 自 2025年12月23日 至 2026年 6月22日
分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	12,649,377円	11,094,446円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	130,341,979円	126,176,645円
分配準備積立金額	225,506,778円	222,365,757円
当ファンドの分配対象収益額	368,498,134円	359,636,848円
当ファンドの期末残存口数	630,805,393口	597,522,404口
1万口当たり収益分配対象額	5,841.69円	6,018.78円
1万口当たり分配金額	10.00円	10.00円
収益分配金金額	630,805円	597,522円

（金融商品に関する注記）

Ⅰ金融商品の状況に関する事項

項目	第30期 自 2025年 6月21日 至 2025年12月22日	第31期 自 2025年12月23日 至 2026年 6月22日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左

2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は（その他の注記）の2 有価証券関係に記載しております。これらは、投資信託受益証券及び投資証券の価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では、運用リスク管理に関する委員会において、以下の事項について審議を行い、運用本部に必要な勧告または是正を命じます。 1.パフォーマンス評価 2.リスク分析 3.運用ガイドラインチェック 4.その他運用リスクに関する事項に関する報告や承認等	同左
4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

Ⅱ金融商品の時価等に関する事項

項目	第30期 自 2025年 6月21日 至 2025年12月22日	第31期 自 2025年12月23日 至 2026年 6月22日
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	投資信託受益証券、投資証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）
該当事項はありません。

（その他の注記）
1　元本の移動

項目	第30期 自 2025年 6月21日 至 2025年12月22日	第31期 自 2025年12月23日 至 2026年 6月22日
期首元本額	699,183,839円	630,805,393円
期中追加設定元本額	16,400,954円	7,161,524円
期中解約元本額	84,779,400円	40,444,513円

2　有価証券関係
売買目的有価証券

種類	第30期 2025年12月22日現在	第31期 2026年 6月22日現在
	当期の損益に含まれた評価差額（円）	当期の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	△270	9,192
投資証券	△9,936,679	△8,997,262
合計	△9,936,949	△8,988,070

3　デリバティブ取引関係
取引の時価等に関する事項
該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額（円）	備考
投資信託受益証券	日本円	日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）	2,703,566	2,837,933	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：0.6%	2,703,566	2,837,933 100.0%	
	合計			2,837,933	
投資証券	日本円	フランクリン・テンプルトン・インベストメント・ファンズ - テンプルトン・グローバル・ボンド・ファンド (Class I (Mdis) JPY-H1)	1,031,796.103	439,937,222	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：98.8%	1,031,796.103	439,937,222 100.0%	
	合計			439,937,222	
合計				442,775,155	

(注)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【テンプルトン世界債券ファンド　為替ヘッジなしコース】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第30期 2025年12月22日現在	第31期 2026年 6月22日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	46,897,698	19,781,296
投資信託受益証券	11,721,423	11,759,513
投資証券	2,232,717,854	2,292,166,126
未収入金	-	23,000,000
未収利息	770	460
流動資産合計	2,291,337,745	2,346,707,395
資産合計	2,291,337,745	2,346,707,395
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	1,209,225	1,182,586
未払解約金	2,943,874	5,128,469
未払受託者報酬	309,374	317,073
未払委託者報酬	11,755,972	12,048,505
その他未払費用	382,765	382,918
流動負債合計	16,601,210	19,059,551
負債合計	16,601,210	19,059,551
純資産の部		
元本等		
元本	1,209,225,571	1,182,586,557
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,065,510,964	1,145,061,287
（分配準備積立金）	922,361,589	948,991,324
元本等合計	2,274,736,535	2,327,647,844
純資産合計	2,274,736,535	2,327,647,844
負債純資産合計	2,291,337,745	2,346,707,395

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第30期 自　2025年 6月21日 至　2025年12月22日	第31期 自　2025年12月23日 至　2026年 6月22日
営業収益		
受取配当金	72,074,127	69,973,566
受取利息	40,122	70,383
有価証券売買等損益	183,312,525	48,512,796
営業収益合計	255,426,774	118,556,745
営業費用		
受託者報酬	309,374	317,073
委託者報酬	11,755,972	12,048,505
その他費用	382,765	382,918
営業費用合計	12,448,111	12,748,496
営業利益又は営業損失（△）	242,978,663	105,808,249
経常利益又は経常損失（△）	242,978,663	105,808,249
当期純利益又は当期純損失（△）	242,978,663	105,808,249
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	7,965,708	2,280,280
期首剰余金又は期首欠損金（△）	873,757,228	1,065,510,964
剰余金増加額又は欠損金減少額	9,321,227	16,360,524
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	9,321,227	16,360,524
剰余金減少額又は欠損金増加額	51,371,221	39,155,584
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	51,371,221	39,155,584
分配金	1,209,225	1,182,586
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,065,510,964	1,145,061,287

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第31期 自 2025年12月23日　至 2026年 6月22日
1.有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資証券の基準価額に基づいて評価しております。
2.収益及び費用の計上基準	受取配当金 投資証券 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。
3.その他財務諸表作成のための基礎となる事項	ファンドの計算期間 ファンドの計算期間は、前期末および当期末が休日であることから、2025年12月23日から2026年 6月22日までとなっております。

（未適用の会計基準等に関する注記）
該当事項はありません。

（重要な会計上の見積りに関する注記）
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

第30期 2025年12月22日現在	第31期 2026年 6月22日現在
1.　計算期間の末日における受益権の総数 1,209,225,571口	1.　計算期間の末日における受益権の総数 1,182,586,557口
2.　計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 一口当たり純資産額　1.8812円 (一万口当たり純資産額)　(18,812円)	2.　計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 一口当たり純資産額　1.9683円 (一万口当たり純資産額)　(19,683円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第30期 自 2025年 6月21日 至 2025年12月22日	第31期 自 2025年12月23日 至 2026年 6月22日
分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	66,533,942円	61,375,726円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	547,892,589円	549,362,652円
分配準備積立金額	857,036,872円	888,798,184円
当ファンドの分配対象収益額	1,471,463,403円	1,499,536,562円
当ファンドの期末残存口数	1,209,225,571口	1,182,586,557口
1万口当たり収益分配対象額	12,168.62円	12,680.12円
1万口当たり分配金額	10.00円	10.00円
収益分配金金額	1,209,225円	1,182,586円

（金融商品に関する注記）
Ⅰ金融商品の状況に関する事項

項目	第30期 自 2025年 6月21日 至 2025年12月22日	第31期 自 2025年12月23日 至 2026年 6月22日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は（その他の注記）の2 有価証券関係に記載しております。これらは、投資信託受益証券及び投資証券の価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。	同左

3.金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では、運用リスク管理に関する委員会において、以下の事項について審議を行い、運用本部に必要な勧告または是正を命じます。 1.パフォーマンス評価 2.リスク分析 3.運用ガイドラインチェック 4.その他運用リスクに関する事項に関する報告や承認等	同左
4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

Ⅱ金融商品の時価等に関する事項

項目	第30期 自 2025年 6月21日 至 2025年12月22日	第31期 自 2025年12月23日 至 2026年 6月22日
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	投資信託受益証券、投資証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）
該当事項はありません。

（その他の注記）
1　元本の移動

項目	第30期 自 2025年 6月21日 至 2025年12月22日	第31期 自 2025年12月23日 至 2026年 6月22日
期首元本額	1,271,944,660円	1,209,225,571円
期中追加設定元本額	12,027,763円	17,783,571円
期中解約元本額	74,746,852円	44,422,585円

2　有価証券関係
売買目的有価証券

種類	第30期 2025年12月22日現在	第31期 2026年 6月22日現在
	当期の損益に含まれた評価差額（円）	当期の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	△1,120	38,090
投資証券	176,223,495	47,662,021
合計	176,222,375	47,700,111

3　デリバティブ取引関係
取引の時価等に関する事項
該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表
①株式
該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額（円）	備考

投資信託受益証券	日本円	日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）	11,202,737	11,759,513	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：0.5%	11,202,737	11,759,513 100.0%	
	合計			11,759,513	
投資証券	日本円	フランクリン・テンプルトン・インベストメント・ファンズ - テンプルトン・グローバル・ボンド・ファンド (Class I (Mdis) JPY)	2,060,614.837	2,292,166,126	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：98.5%	2,060,614.837	2,292,166,126 100.0%	
	合計			2,292,166,126	
合計				2,303,925,639	

(注)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【テンプルトン世界債券ファンド　毎月分配型・為替ヘッジなしコース】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 2025年12月22日現在	当期 2026年 6月22日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2,087,937	1,514,504
投資信託受益証券	821,389	824,058
投資証券	105,471,954	119,135,164
未収利息	34	35
流動資産合計	108,381,314	121,473,761
資産合計	108,381,314	121,473,761
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	216,492	234,769
未払解約金	121	150
未払受託者報酬	2,590	2,990
未払委託者報酬	98,336	113,620
その他未払費用	4,682	5,514
流動負債合計	322,221	357,043
負債合計	322,221	357,043
純資産の部		
元本等		
元本	86,596,847	93,907,803
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	21,462,246	27,208,915
（分配準備積立金）	14,654,399	15,996,419
元本等合計	108,059,093	121,116,718
純資産合計	108,059,093	121,116,718
負債純資産合計	108,381,314	121,473,761

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自　2025年 6月21日 至　2025年12月22日	当期 自　2025年12月23日 至　2026年 6月22日
営業収益		
受取配当金	3,331,520	3,539,067
受取利息	2,437	6,570
有価証券売買等損益	8,472,105	2,326,812
営業収益合計	11,806,062	5,872,449
営業費用		
受託者報酬	14,418	16,265
委託者報酬	547,610	618,122
その他費用	25,828	29,018
営業費用合計	587,856	663,405
営業利益又は営業損失（△）	11,218,206	5,209,044
経常利益又は経常損失（△）	11,218,206	5,209,044
当期純利益又は当期純損失（△）	11,218,206	5,209,044
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	28,063	△39,658
期首剰余金又は期首欠損金（△）	11,668,734	21,462,246
剰余金増加額又は欠損金減少額	140,705	2,691,150
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	140,705	2,691,150
剰余金減少額又は欠損金増加額	237,250	787,874
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	237,250	787,874
分配金	1,300,086	1,405,309
期末剰余金又は期末欠損金（△）	21,462,246	27,208,915

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	当期 自 2025年12月23日　至 2026年 6月22日
1.有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資証券の基準価額に基づいて評価しております。
2.収益及び費用の計上基準	受取配当金 投資証券 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。
3.その他財務諸表作成のための基礎となる事項	ファンドの特定期間 ファンドの特定期間は、前期末および当期末が休日であることから、2025年12月23日から2026年 6月22日までとなっております。

（未適用の会計基準等に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当特定期間の翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

前期 2025年12月22日現在	当期 2026年 6月22日現在
1.　特定期間の末日における受益権の総数 86,596,847口	1.　特定期間の末日における受益権の総数 93,907,803口
2.　特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 一口当たり純資産額　1.2478円 (一万口当たり純資産額)　(12,478円)	2.　特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 一口当たり純資産額　1.2897円 (一万口当たり純資産額)　(12,897円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	前期 自 2025年 6月21日 至 2025年12月22日	当期 自 2025年12月23日 至 2026年 6月22日
分配金の計算過程	2025年 6月21日から 2025年 7月22日まで の計算期間	2025年12月23日から 2026年 1月20日まで の計算期間
費用控除後の配当等収益額	514,458円	535,156円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	52,604,696円	56,907,156円
分配準備積立金額	12,949,704円	14,653,749円
当ファンドの分配対象収益額	66,068,858円	72,096,061円
当ファンドの期末残存口数	86,323,680口	91,707,974口
1万口当たり収益分配対象額	7,653.59円	7,861.47円
1万口当たり分配金額	25.00円	25.00円
収益分配金金額	215,809円	229,269円
	2025年 7月23日から 2025年 8月20日まで の計算期間	2026年 1月21日から 2026年 2月20日まで の計算期間
費用控除後の配当等収益額	502,785円	525,010円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	52,968,642円	57,256,315円
分配準備積立金額	13,246,825円	14,956,300円
当ファンドの分配対象収益額	66,718,252円	72,737,625円
当ファンドの期末残存口数	86,795,424口	92,149,176口
1万口当たり収益分配対象額	7,686.81円	7,893.44円
1万口当たり分配金額	25.00円	25.00円
収益分配金金額	216,988円	230,372円
	2025年 8月21日から 2025年 9月22日まで の計算期間	2026年 2月21日から 2026年 3月23日まで の計算期間
費用控除後の配当等収益額	524,587円	461,619円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円

収益調整金額	53,022,448円	59,431,759円
分配準備積立金額	13,531,535円	15,182,863円
当ファンドの分配対象収益額	67,078,570円	75,076,241円
当ファンドの期末残存口数	86,864,101口	94,822,120口
1万口当たり収益分配対象額	7,722.22円	7,917.57円
1万口当たり分配金額	25.00円	25.00円
収益分配金金額	217,160円	237,055円
	2025年 9月23日から 2025年10月20日まで の計算期間	2026年 3月24日から 2026年 4月20日まで の計算期間
費用控除後の配当等収益額	516,619円	594,886円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	53,060,461円	60,104,177円
分配準備積立金額	13,836,126円	15,406,819円
当ファンドの分配対象収益額	67,413,206円	76,105,882円
当ファンドの期末残存口数	86,909,740口	95,673,206口
1万口当たり収益分配対象額	7,756.67円	7,954.74円
1万口当たり分配金額	25.00円	25.00円
収益分配金金額	217,274円	239,183円
	2025年10月21日から 2025年11月20日まで の計算期間	2026年 4月21日から 2026年 5月20日まで の計算期間
費用控除後の配当等収益額	560,782円	479,123円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	52,848,776円	59,039,933円
分配準備積立金額	14,065,670円	15,392,743円
当ファンドの分配対象収益額	67,475,228円	74,911,799円
当ファンドの期末残存口数	86,545,598口	93,864,767口
1万口当たり収益分配対象額	7,796.48円	7,980.81円
1万口当たり分配金額	25.00円	25.00円
収益分配金金額	216,363円	234,661円
	2025年11月21日から 2025年12月22日まで の計算期間	2026年 5月21日から 2026年 6月22日まで の計算期間
費用控除後の配当等収益額	462,212円	597,450円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	52,890,051円	59,077,685円
分配準備積立金額	14,408,679円	15,633,738円
当ファンドの分配対象収益額	67,760,942円	75,308,873円
当ファンドの期末残存口数	86,596,847口	93,907,803口
1万口当たり収益分配対象額	7,824.85円	8,019.44円
1万口当たり分配金額	25.00円	25.00円
収益分配金金額	216,492円	234,769円

（金融商品に関する注記）

Ⅰ金融商品の状況に関する事項

項目	前期 自 2025年 6月21日 至 2025年12月22日	当期 自 2025年12月23日 至 2026年 6月22日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は（その他の注記）の2 有価証券関係に記載しております。これらは、投資信託受益証券及び投資証券の価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。	同左

3.金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では、運用リスク管理に関する委員会において、以下の事項について審議を行い、運用本部に必要な勧告または是正を命じます。 1.パフォーマンス評価 2.リスク分析 3.運用ガイドラインチェック 4.その他運用リスクに関する事項に関する報告や承認等	同左
4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

Ⅱ金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 自 2025年 6月21日 至 2025年12月22日	当期 自 2025年12月23日 至 2026年 6月22日
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	投資信託受益証券、投資証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）
該当事項はありません。

（その他の注記）
1　元本の移動

項目	前期 自 2025年 6月21日 至 2025年12月22日	当期 自 2025年12月23日 至 2026年 6月22日
期首元本額	87,310,417円	86,596,847円
期中追加設定元本額	813,085円	10,036,583円
期中解約元本額	1,526,655円	2,725,627円

2　有価証券関係
売買目的有価証券

種類	前期 2025年12月22日現在	当期 2026年 6月22日現在
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	最終計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	△1,413	1,491
投資証券	38,742	2,752,042
合計	37,329	2,753,533

3　デリバティブ取引関係
取引の時価等に関する事項
該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表
①株式
該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額（円）	備考

投資信託受益証券	日本円	日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）	785,042	824,058	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：0.7%	785,042	824,058 100.0%	
	合計			824,058	
投資証券	日本円	フランクリン・テンプルトン・インベストメント・ファンズ - テンプルトン・グローバル・ボンド・ファンド (Class I (Mdis) JPY)	107,100.303	119,135,164	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：98.4%	107,100.303	119,135,164 100.0%	
	合計			119,135,164	
合計				119,959,222	

(注)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

テンプルトン世界債券ファンド 限定為替ヘッジコースは「フランクリン・テンプルトン・インベストメント・ファンズ ― テンプルトン・グローバル・ボンド・ファンド Class I(Mdis) JPY-H1」（ルクセンブルク籍）及び「日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は「日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）」、「投資証券」は「フランクリン・テンプルトン・インベストメント・ファンズ ― テンプルトン・グローバル・ボンド・ファンド Class I(Mdis) JPY-H1」（ルクセンブルク籍）です。

テンプルトン世界債券ファンド 為替ヘッジなしコース、テンプルトン世界債券ファンド 毎月分配型・為替ヘッジなしコースは「フランクリン・テンプルトン・インベストメント・ファンズ ― テンプルトン・グローバル・ボンド・ファンド Class I(Mdis) JPY」（ルクセンブルク籍）及び「日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は「日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）」、「投資証券」は「フランクリン・テンプルトン・インベストメント・ファンズ― テンプルトン・グローバル・ボンド・ファンド Class I(Mdis) JPY」（ルクセンブルク籍）です。

投資対象ファンドの状況は以下の通りです。

以下に記載した情報は、「フランクリン・テンプルトン・インベストメント・ファンズ ― テンプルトン・グローバル・ボンド・ファンド」（ルクセンブルク籍）については現地において作成された入手可能な直近の運用報告書（年次報告書又は半期報告書）を、委託会社において邦訳・抜粋・要約したものです。
また、「日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）」については入手可能な直近の財務諸表を委託会社において抜粋・要約したものです。

なお、以下に記載した情報は、テンプルトン世界債券ファンド 限定為替ヘッジコース、為替ヘッジなしコース、毎月分配型・為替ヘッジなしコースの監査の対象外です。

フランクリン・テンプルトン・インベストメント・ファンズ ― テンプルトン・グローバル・ボンド・ファンド（ルクセンブルク籍）

純資産額計算書

区分	2025年12月31日現在 金額（米ドル）
資産	
有価証券	2,448,823,044
預金	85,007,690
未収入金	2,750,398
未収利息及び未収配当金	54,766,829
外国為替先渡契約未実現評価益	14,185,196
その他未収入金等	1,204
資産合計	2,605,534,361
負債	
未払解約金等	3,377,277
未払運用報酬等	1,588,819
外国為替先渡契約未実現評価損	29,805,108
スワップ取引未実現評価損	3,409,744
その他未払金等	1,849,671
負債合計	40,030,619
純資産額	2,565,503,742

(注)「テンプルトン・グローバル・ボンド・ファンド」の計算期間は、原則として毎年 7月 1日から翌年 6月30日までであり、テンプルトン世界債券ファンド 限定為替ヘッジコース、為替ヘッジなしコース、毎月分配型・為替ヘッジなしコースの計算期間とは異なります。

（１口当たり純資産額）

	2025年12月31日現在
I (Mdis) JPY	JPY 1,091.24
I (Mdis) JPY-H1 (hedged)	JPY 438.38

日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）

（１）貸借対照表

	第17期 [2024年 7月22日現在] 金額（円）	第18期 [2025年 7月22日現在] 金額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	370,308	370,304
親投資信託受益証券	115,518,792	115,607,845
未収入金	382	457
未収利息	-	4
流動資産合計	115,889,482	115,978,610
資産合計	115,889,482	115,978,610

負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	12,568	12,637
未払委託者報酬	68,825	69,303
その他未払費用	1,620	1,629
流動負債合計	83,013	83,569
負債合計	83,013	83,569
純資産の部		
元本等		
元本	110,668,573	110,697,352
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	5,137,896	5,197,689
（分配準備積立金）	5,903,910	6,476,030
元本等合計	115,806,469	115,895,041
純資産合計	115,806,469	115,895,041
負債純資産合計	115,889,482	115,978,610

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１　有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	第17期 [2024年 7月22日現在]	第18期 [2025年 7月22日現在]
１　期首元本額	112,115,390円	110,668,573円
期中追加設定元本額	9,550円	28,779円
期中一部解約元本額	1,456,367円	－円
２　受益権の総数	110,668,573口	110,697,352口

（金融商品に関する注記）

１　金融商品の状況に関する事項

区分	第17期 自　2023年 7月25日 至　2024年 7月22日	第18期 自　2024年 7月23日 至　2025年 7月22日
１　金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第２条第４項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同　左

2　金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同　左
3　金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同　左

2　金融商品の時価等に関する事項

区分	第17期 [2024年 7月22日現在]	第18期 [2025年 7月22日現在]
1　貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同　左
2　時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同　左 (2) デリバティブ取引 同　左 (3) 上記以外の金融商品 同　左
3　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同　左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第17期 [2024年 7月22日現在]	第18期 [2025年 7月22日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
親投資信託受益証券	△72,097	246,892
合計	△72,097	246,892

（デリバティブ取引に関する注記）
取引の時価等に関する事項
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	第17期 [2024年 7月22日現在]	第18期 [2025年 7月22日現在]
１口当たり純資産額 （１万口当たり純資産額）	1.0464円 (10,464円)	1.0470円 (10,470円)

（３）附属明細表
第１　有価証券明細表
（1）株式
該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本短期債券マザーファンド	102,872,260	115,607,845	
合計		102,872,260	115,607,845	

第２　信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

「日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）」は親投資信託受益証券「日本短期債券マザーファンド」を主要投資対象としております。
貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券の状況は次の通りです。
なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

日本短期債券マザーファンド

（１）貸借対照表

	[2025年 7月22日現在]
	金額（円）
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	82,617,566
国債証券	9,880,400
社債券	8,020,399,000

未収利息	9,315,245
前払費用	2,196,384
流動資産合計	8,124,408,595
資産合計	8,124,408,595
負債の部	
流動負債	
未払解約金	395,952
流動負債合計	395,952
負債合計	395,952
純資産の部	
元本等	
元本	7,229,125,273
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	894,887,370
元本等合計	8,124,012,643
純資産合計	8,124,012,643
負債純資産合計	8,124,408,595

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1　有価証券の評価基準及び評価方法	公社債は時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社等の提供する理論価格で評価しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	[2025年 7月22日現在]
1　期首	2024年 7月23日
期首元本額	11,857,833,966円
期中追加設定元本額	12,032,166,474円
期中一部解約元本額	16,660,875,167円
元本の内訳＊	
三菱ＵＦＪ　グローバル・エコ・ウォーター・ファンド	88,421円
国内債券セレクション（ラップ向け）	3,727,099,358円
ダイナミックアロケーションファンド（ラップ向け）	1,535,810,616円
ラップ向けダイナミックアロケーションファンド	61,832,337円
ラップ向けアクティブアロケーションファンド	12,220,431円
アクティブアロケーションファンド（ラップ向け）	99,911,276円
日本短期債券ファンドＶＡ（適格機関投資家限定）	53,437円
日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）	102,872,260円
三菱ＵＦＪ　積立ファンド　(日本バランス型)	1,045,010,161円
三菱ＵＦＪ　国内バランス２０	644,226,976円
合　計	7,229,125,273円
2　受益権の総数	7,229,125,273口

＊当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

1　金融商品の状況に関する事項

区分	自　2024年 7月23日 至　2025年 7月22日
1　金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第２条第４項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2　金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
3　金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

2　金融商品の時価等に関する事項

区分	[2025年 7月22日現在]
1　貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2　時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	[2025年 7月22日現在]
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	△7,600
社債券	△6,767,000
合計	△6,774,600

（注）当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	[2025年 7月22日現在]
１口当たり純資産額 （１万口当たり純資産額）	1.1238円 (11,238円)

（３）附属明細表

第１　有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	券面総額	評 価 額
国債証券	第３４７回利付国債（１０年）	10,000,000	9,880,400
国債証券 合計		10,000,000	9,880,400
社債券	第３５回フランス相互信用連合銀行	100,000,000	98,893,000
	第４４回フランス相互信用連合銀行	200,000,000	198,442,000
	第２４回ビー・ピー・シー・イー・エス・エー期限前償還条項付	100,000,000	100,046,000
	第２７回ビー・ピー・シー・イー・エス・エー期限前償還条項付	200,000,000	199,542,000
	第３２回ビー・ピー・シー・イー・エス・エー	200,000,000	199,182,000
	第１５回クレディ・アグリコル・エス・エー（２０２４）	200,000,000	199,088,000
	第１８回クレディ・アグリコル・エス・エー（２０２５）	100,000,000	99,914,000
	第２１回クレディ・アグリコル・エス・エー（２０２５）	300,000,000	299,568,000
	第１２回ロイズ・バンキング・グループ期限前償還条項付	200,000,000	200,188,000
	第１０回フランス電力	200,000,000	198,576,000
	第１２回フランス電力	100,000,000	99,875,000
	第１４回セブン＆アイ・ホールディングス	300,000,000	299,262,000
	第２６回ＬＩＮＥヤフー	100,000,000	100,014,000
	第１３回資生堂（サステナビリティ）	300,000,000	295,278,000
	第９回新日本製鐵	100,000,000	97,616,000
	第６７回神戸製鋼所	100,000,000	99,331,000
	第２４回パナソニックホールディングス	300,000,000	294,969,000
	第３１回パナソニックホールディングス	200,000,000	200,026,000
	第５０回川崎重工業	100,000,000	97,637,000
	第２７回ＪＡ三井リース	100,000,000	99,173,000
	第６５回クレディセゾン	300,000,000	295,440,000
	第８５回クレディセゾン	100,000,000	98,658,000
	第８７回クレディセゾン	200,000,000	195,020,000

	第１９回三井住友信託銀行	100,000,000	99,451,000
	第３３回東京センチュリー	300,000,000	293,022,000
	第８１回ホンダファイナンス	100,000,000	97,408,000
	第４１回ＳＢＩホールディングス	100,000,000	99,631,000
	第４２回リコーリース	100,000,000	98,689,000
	第１７回イオンフィナンシャルサービス	300,000,000	297,579,000
	第２０回イオンフィナンシャルサービス	100,000,000	99,751,000
	第２４回イオンフィナンシャルサービス	100,000,000	100,166,000
	第８０回アコム	100,000,000	99,647,000
	第８３回アコム	100,000,000	97,856,000
	第８４回アコム	100,000,000	99,307,000
	第２回三菱ＨＣキャピタル	100,000,000	98,719,000
	第５２回三菱ＵＦＪリース	300,000,000	295,887,000
	第５９回三菱ＵＦＪリース	300,000,000	293,574,000
	第３１回大和証券グループ本社	300,000,000	295,212,000
	第４０回大和証券グループ本社	100,000,000	99,428,000
	第４４回大和証券グループ本社（グリーン）	100,000,000	99,104,000
	第３回野村ホールディングス	100,000,000	99,114,000
	第１回ＳＢＩ証券劣後特約付	100,000,000	100,311,000
	第３５回イオンモール	300,000,000	295,176,000
	第３７回イオンモール（グリーン）	100,000,000	98,657,000
	第２０回ソフトバンク	200,000,000	198,646,000
	第２５回ソフトバンク	200,000,000	198,532,000
	第２８回ソフトバンク	200,000,000	200,096,000
	第３０回ＪＥＲＡ	100,000,000	99,698,000
社債券 合計		8,100,000,000	8,020,399,000
合計		8,110,000,000	8,030,279,400

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

２【ファンドの現況】
以下は、2026年6月30日現在のファンドの状況であります。

【テンプルトン世界債券ファンド　限定為替ヘッジコース】

【純資産額計算書】

Ⅰ　資産総額	446,694,742円
Ⅱ　負債総額	456,432円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	446,238,310円
Ⅳ　発行済口数	597,609,163口
Ⅴ　1万口当たり純資産額 （Ⅲ／Ⅳ×10,000）	7,467円

【テンプルトン世界債券ファンド　為替ヘッジなしコース】

【純資産額計算書】

Ⅰ　資産総額	2,342,500,622円
Ⅱ　負債総額	2,377,700円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	2,340,122,922円
Ⅳ　発行済口数	1,182,034,782口
Ⅴ　1万口当たり純資産額 （Ⅲ／Ⅳ×10,000）	19,797円

【テンプルトン世界債券ファンド　毎月分配型・為替ヘッジなしコース】

【純資産額計算書】

Ⅰ　資産総額	121,916,264円
Ⅱ　負債総額	29,894円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	121,886,370円
Ⅳ　発行済口数	93,958,264口
Ⅴ　1万口当たり純資産額 （Ⅲ／Ⅳ×10,000）	12,972円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】
（１）名義書換
受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。
（２）受益者に対する特典
該当事項はありません。
（３）譲渡制限の内容
①　譲渡制限はありません。
②　受益権の譲渡
・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止

期間を設けることができます。

③ 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（４）受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

（５）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（６）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（１）資本金の額（2026年6月末現在）

①	資本金の額	： 1,000百万円
②	委託会社が発行する株式総数	： 100,000株
③	発行済株式総数	： 78,270株
④	最近５年間における主な資本金の額の増減	： 該当事項はありません。

（２）委託会社の機構（2026年6月末現在）

① 経営の意思決定機構

３名以上の取締役が、株主総会の決議によって選任されます。取締役の選任については、累積投票を行いません。取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。補欠としてまたは増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとします。取締役会は、取締役の中から１名以上の代表取締役を選定します。また、取締役会は、代表取締役の中から社長を選定します。取締役会は、取締役の中から会長、副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができます。

取締役会は社長が招集し、議長となります。ただし、社長が取締役会を招集することができずまたは招集することを欲しないときは、取締役会があらかじめ定めた順序にしたがい、他の取締役が取締役会を招集します。取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の前日までに発します。ただし、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集通知を省略しまたは招集期間を短縮することができます。取締役会は、法令または定款に定める事項、その他委託会社の業務執行に関する重要な事項について決議します。

② 運用の意思決定機構

組織規則においてファンドの運用に関係する部署を規定しており、証券投資信託委託業務にかかる業務運営規程において、証券投資信託にかかわる信託財産の運用に関し、基本的な事項を定めております。

運用部門及び関連部署の代表で構成される社内委員会が開催され、各ファンドの運用状況の報告のほか、その他運用に関する事項について審議します。

２【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、投資運用業を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務の一部および投資助言・代理業務を行っています。

2026年6月末現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	60	1,185,806
単位型株式投資信託	10	23,317
合計	70	1,209,124

３【委託会社等の経理状況】

１．当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に従って作成しております。

財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

２．当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第282条及び第306条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に従って作成しております。

中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

３．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第28期事業年度（2024年10月1日から2025年9月30日まで）の財務諸表及び第29期中間会計期間（2025年10月1日から2026年3月31日まで）の中間財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査及び中間監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

（単位：千円）

	第27期事業年度 (2024年9月30日)	第28期事業年度 (2025年9月30日)
資　産　の　部		
流動資産		
現金及び預金	2,628,702	3,564,942
前払費用	85,084	97,464
未収委託者報酬	879,102	859,804
未収運用受託報酬	1,327,959	1,225,865
未収投資助言報酬	1,364	814
その他未収収益	9,449	39,573
未収入金	623,890	321,953
立替金	300,010	-
流動資産計	5,855,563	6,110,418
固定資産		
有形固定資産	※1	※1
建物	18,313	78,371
器具備品	28,842	31,546
有形固定資産計	47,155	109,917
無形固定資産		
ソフトウェア	2,099	1,175
無形固定資産計	2,099	1,175
投資その他の資産		
投資有価証券	9,285	9,285
長期差入保証金	25,000	25,000
繰延税金資産	190,037	266,705
投資その他の資産計	224,322	300,990
固定資産計	273,578	412,083
資産合計	6,129,142	6,522,502

（単位：千円）

	第27期事業年度 (2024年9月30日)	第28期事業年度 (2025年9月30日)
負　債　の　部		
流動負債		
預り金	27,891	27,161
未払金	638,926	806,057
未払手数料	198,125	216,691
未払消費税等	89,846	145,003
その他未払金	350,954	444,362
未払費用	1,234,103	1,022,879
未払法人税等	181,646	77,832
前受金	57,707	44,558
その他流動負債	100	3
流動負債計	2,140,377	1,978,492
固定負債		
退職給付引当金	165,130	207,431
その他固定負債	19,579	93,696
固定負債計	184,709	301,127
負債合計	2,325,087	2,279,620
純　資　産　の　部		
株主資本		
資本金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金	226,405	226,405
その他資本剰余金	647,958	1,047,958

資本剰余金計	874,364	1,274,364
利益剰余金		
利益準備金	23,594	23,594
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,906,096	1,944,923
利益剰余金計	1,929,690	1,968,517
株主資本合計	3,804,054	4,242,881
純資産合計	3,804,054	4,242,881
負債純資産合計	6,129,142	6,522,502

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	第27期事業年度 （自 2023年10月 1日 至 2024年9月30日）		第28期事業年度 （自 2024年10月 1日 至 2025年9月30日）	
営業収益				
委託者報酬		7,769,165		8,262,010
運用受託報酬		2,535,828		2,569,049
業務受託報酬		5,059,679		5,234,641
投資助言報酬		2,976		756
その他営業収益		13,257		23,806
営業収益計		15,380,908		16,090,264
営業費用				
支払手数料		2,569,577		2,756,331
広告宣伝費		118,476		97,807
調査費		7,633,776		7,963,088
調査費	208,146		215,599	
委託調査費	7,424,597		7,744,838	
図書費	1,032		2,650	
委託計算費		499,986		467,390
営業雑経費		144,813		159,690
通信費	31,335		23,461	
印刷費	103,196		125,350	
協会費	9,340		4,972	
諸会費	942		5,906	
営業費用計		10,966,631		11,444,308
一般管理費				
給料		1,825,168		1,960,880
役員報酬	139,653		93,564	
給料・手当	1,276,044		1,421,679	
賞与	409,470		445,637	
交際費		12,098		6,683
旅費交通費		27,501		39,337
租税公課		70,298		72,506
不動産賃借料		201,057		236,741
退職給付費用		101,851		153,748
固定資産減価償却費		29,627		26,782
業務委託費		1,307,045		1,154,330
諸経費		290,879		361,927
一般管理費計		3,865,528		4,012,938
営業利益		548,748		633,017

（単位：千円）

	第27期事業年度 （自 2023年10月 1日 至 2024年9月30日）	第28期事業年度 （自 2024年10月 1日 至 2025年9月30日）
営業外収益		

受取利息	93	29
受取配当金	1,687	1,797
為替差益	-	27,363
投資有価証券売却益	114	-
雑収益	-	6,135
営業外収益計	1,895	35,325
営業外費用		
為替差損	9,934	-
雑損失	10,517	6,059
営業外費用計	20,452	6,059
経常利益	530,191	662,284
特別損失		
固定資産除却損	-	27,019
特別損失計	-	27,019
税引前当期純利益	530,191	635,265
法人税、住民税及び事業税	224,377	190,096
法人税等調整額	△37,924	△44,876
法人税等合計	186,453	145,219
当期純利益	343,738	490,046

（３）【株主資本等変動計算書】

第27期事業年度（自 2023年10月 1日　至 2024年9月30日）　（単位：千円）

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
						繰越利益剰余金			
当期首残高	1,000,000	226,405	647,958	874,364	23,594	1,562,358	1,585,952	3,460,316	3,460,316
当期変動額									
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期純利益	-	-	-	-	-	343,738	343,738	343,738	343,738
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	343,738	343,738	343,738	343,738
当期末残高	1,000,000	226,405	647,958	874,364	23,594	1,906,096	1,929,690	3,804,054	3,804,054

第28期事業年度（自 2024年10月 1日　至 2025年9月30日）　（単位：千円）

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
						繰越利益剰余金			
当期首残高	1,000,000	226,405	647,958	874,364	23,594	1,906,096	1,929,690	3,804,054	3,804,054
当期変動額									
剰余金の配当	-	-	-	-	-	△700,000	△700,000	△700,000	△700,000
合併による増加	-	-	400,000	400,000	-	248,780	248,780	648,780	648,780

当期純利益						490,046	490,046	490,046	490,046
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	400,000	400,000	-	38,827	38,827	438,827	438,827
当期末残高	1,000,000	226,405	1,047,958	1,274,364	23,594	1,944,923	1,968,517	4,242,881	4,242,881

[注記事項]

重要な会計方針

1.有価証券の評価基準及び評価方法	(1)その他有価証券 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
2.固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 建物　6年～18年 器具備品　2年～15年 (2)無形固定資産 ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
3.引当金の計上基準	(1)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合用支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

4.収益及び費用の計上基準	当社は、投資運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬、業務受託報酬及び投資助言報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。 収益は次の5つのステップを適用し認識しております。 ステップ1：顧客との契約を識別する。 ステップ2：契約における履行義務を識別する。 ステップ3：取引価額を算定する。 ステップ4：契約における履行義務に取引価額を配分する。 ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。 委託者報酬は投資信託の信託約款に基づきファンドの運用、受託会社への指図、基準価額の算出、目論見書・運用報告書等の作成等の履行義務を負っており、日々の運用ファンドの純資産総額に各報酬率を乗じて算出されます。当該履行義務は運用期間において日々充足されると判断し、運用期間に渡り収益として認識しております。 運用受託報酬は対象顧客との投資一任契約に基づき投資一任業務の履行義務を負っており、口座の計算期間における日次又は月次の受託資産の時価平均に、契約書に記載された一定の報酬率（もしくは段階報酬率）を乗じて算出されます。当該履行義務は運用期間に渡り日々充足されると判断し、サービス提供期間に渡り収益として認識しております。 成功報酬は対象顧客との投資一任契約に基づき特定のベンチマーク又はその他のパフォーマンス目標を上回る運用履行義務を負っており、口座の計算期間における日次又は月次の受託資産の時価平均に、契約書に記載された成功報酬率を乗じて算出されます。当該履行義務は口座の計算期間末において充足され、期末時点で将来著しい減額が発生しない可能性が高いと見込まれた時点で収益として認識しております。 投資助言報酬は対象顧客との投資助言契約に基づき投資助言業務の履行義務を負っており、口座の計算期間における日次又は月次の受託資産の時価平均に、契約書に記載された一定の報酬率（もしくは段階報酬率）を乗じて算出されます。当該履行義務は運用期間に渡り日々充足されると判断しサービス提供期間に渡り収益として認識しております。 業務受託報酬は、当社の関係会社とのサービス契約書に基づき営業・マーケティング・オペレーショナル・アドミニストレーションなどのサポートを提供する履行義務を負っており、月々の実際の費用額にグループ全体で適用されている移転価格税制ポリシーで定められたマークアップが加算されて算出されます。当該履行義務はサービス期間に渡り充足されると判断しサービス提供期間に渡り収益として認識しております。
5．外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
6.その他財務諸表作成のための基礎となる事項	(1)消費税等の会計処理 固定資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、発生会計期間の費用として処理しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

当事業年度の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクを認識していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表関係）

第27期事業年度 (2024年9月30日)	第28期事業年度 (2025年9月30日)
※1 固定資産の減価償却累計額 建物 353,194千円 器具備品 142,763千円	※1 固定資産の減価償却累計額 建物 367,252千円 器具備品 152,416千円

（株主資本等変動計算書関係）

第27期事業年度（自 2023年10月1日　至 2024年9月30日）

1．　発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
普通株式	78,270	―	―	78,270

2．　配当に関する事項

該当事項はありません。

第28期事業年度（自 2024年10月1日　至 2025年9月30日）

1．　発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
普通株式	78,270	―	―	78,270

2．　配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2025年3月7日臨時株主総会	普通株式	700,000	8,943.4	2024年9月30日	2025年3月25日

（リース取引関係）

第27期事業年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）	第28期事業年度（自 2024年10月1日 至 2025年9月30日）
オペレーティング・リース取引 （借主側） オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1年以内　114,225千円 1年超　-千円 合計　114,225千円	該当事項はありません。

（金融商品関係）

第27期事業年度（自 2023年10月1日　至 2024年9月30日）

1．　金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は公募及び私募投資信託の設定、運用等の投資信託委託業務及び年金基金等に対して投資一任業務・投資助言業務を行っております。

資金運用については、安全性の高い金融資産で運用し、デリバティブ取引は行っておらず、投機的な取引は行わない方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されております。

なお、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

営業債務であるその他未払金、未払手数料、未払費用は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。また、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

預金の一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、未収運用受託報酬に関連して、機関投資家営業部業務マニュアルに従い、機関投資

家営業部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングしております。
また、財務部が未収運用受託報酬を取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握を図っております。また、係る状況が発生した場合には、速やかに経営委員会において報告を行っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理
当社は、外貨建ての預金、債権債務に関する為替の変動リスクに関して、経理規定に従い、財務部が外貨建ての預金及び債権債務残高を把握しております。

2．金融商品の時価等に関する事項
2024年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
（1）長期差入保証金	25,000	25,000	―
資産計	25,000	25,000	―

（注）1.
（1）現金及び預金については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（2）未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、その他未収入金、未払手数料、その他未払金、未払費用
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。

（注）2.市場価額のない株式等は、表には含めておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下の通りであります。

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	9,285

（注）3．金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超
長期差入保証金	―	―	25,000
合計	―	―	25,000

3．金融商品の時価等のレベルごとの内訳等に関する事項
金融商品の時価 を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。
レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価額により算定した時価
レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（1）時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債以外の金融資産及び金融負債

（単位：千円）

	時価

区分	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	―	25,000	―	25,000

（注1）　時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期差入保証金
長期差入保証金の時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

なお、「金融商品関係」の「2．金融商品の時価等に関する事項」の(注)1に記載の通り、短期間で決済され、時価が帳簿価額にほぼ等しい金融資産及び金融負債は注記を省略しております。

第28期事業年度（自 2024年10月1日　至 2025年9月30日）

1．　金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は公募及び私募投資信託の設定、運用等の投資信託委託業務及び年金基金等に対して投資一任業務・投資助言業務を行っております。

資金運用については、安全性の高い金融資産で運用し、デリバティブ取引は行っておらず、投機的な取引は行わない方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されております。

なお、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

営業債務であるその他未払金、未払手数料、未払費用は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。また、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

預金の一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、未収運用受託報酬に関連して、機関投資家営業部業務マニュアルに従い、機関投資家営業部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングしております。
また、財務部が未収運用受託報酬を取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握を図っております。また、係る状況が発生した場合には、速やかに経営委員会において報告を行っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての預金、債権債務に関する為替の変動リスクに関して、経理規定に従い、財務部が外貨建ての預金及び債権債務残高を把握しております。

2．　金融商品の時価等に関する事項

2025年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
（1）長期差入保証金	25,000	25,000	―
資産計	25,000	25,000	―

（注）1．

（1）現金及び預金については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（2）未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、その他未収入金、未払手数料、

その他未払金、未払費用
　これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。

（注）2.市場価額のない株式等は、表には含めておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下の通りであります。

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	9,285

（注）3.　金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超
長期差入保証金	―	―	25,000
合計	―	―	25,000

3.　金融商品の時価等のレベルごとの内訳等に関する事項
　金融商品の時価 を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。
レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価額により算定した時価
レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価
　時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（1）時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債以外の金融資産及び金融負債

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	―	25,000	―	25,000

（注1）　時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期差入保証金
　長期差入保証金の時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

　なお、「金融商品関係」の「2．金融商品の時価等に関する事項」の(注)1に記載の通り、短期間で決済され、時価が帳簿価額にほぼ等しい金融資産及び金融負債は注記を省略しております。

（有価証券関係）

第27期事業年度 (2024年9月30日)	第28期事業年度 (2025年9月30日)
1.当事業年度中に売却したその他有価証券 投資信託受益証券 売却額　1,114千円 売却益の合計額　114千円	該当事項はありません。

（企業結合等関係）

共通支配下の取引

（1）取引の概要

1．結合当事企業の名称及び事業内容

結合当事企業の名称：パトナム・インベストメンツ・ジャパン株式会社（以下「PIJ」）
事業の内容：投資運用業

2．企業結合日
2024年10月1日

3．企業結合の法的形式
当社を存続会社、PIJを消滅会社とする吸収合併

4．企業結合後の名称
フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社

5．企業結合の目的
この企業結合により日本法人の業務効率の向上と体制強化を図ることで、よりクオリティーの高い顧客サービスの提供やより顧客ニーズにあった商品紹介を可能とすることを目指します。

（2）実施した会計処理の概要
「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を実施しました。

（退職給付関係）

第27期事業年度（自 2023年10月1日　至 2024年9月30日）

1．　採用している退職給付制度の概要
当社は、従業員の退職給付に充てるため、退職一時金制度及び確定拠出年金制度を併用しております。退職一時金制度では、基準給与に一定の割合を乗じた額を積み立て、一時金として支給します。退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債並びに退職給付費用を計算しております。

2．　確定給付制度
（1）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	115,559千円
退職給付費用	64,396千円
退職給付の支払額	△14,824千円
退職給付引当金の期末残高	165,130千円

（2）退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	64,396千円

3．　確定拠出制度
当社の確定拠出制度への要拠出額は、37,455千円であります。

第28期事業年度（自 2024年10月1日　至 2025年9月30日）

1．　採用している退職給付制度の概要
当社は、従業員の退職給付に充てるため、退職一時金制度及び確定拠出年金制度を併用しております。退職一時金制度では、基準給与に一定の割合を乗じた額を積み立て、一時金として支給します。退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債並びに退職給付費用を計算しております。

2．　確定給付制度
（1）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	165,130千円
退職給付費用	76,964千円
退職給付の支払額	△34,663千円
退職給付引当金の期末残高	207,431千円

（2）退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	76,964千円

3.　確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、42,625千円であります。

（税効果会計関係）

第27期事業年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

	千円
繰延税金資産	
退職給付引当金	50,562
未払費用	56,013
未払金	107,430
有価証券評価損	27,776
長期差入保証金	44,857
繰延資産償却超過	-
未払事業税	15,441
その他	10,346
繰延税金資産小計	312,429
評価性引当額	△122,392
繰延税金資産合計	190,037

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	(%)
法定実効税率	30.6
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.8
住民税均等割	0.7
過年度法人税等戻入額	-
評価性引当金	1.4
その他	△0.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率	35.1

第28期事業年度（自 2024年10月1日 至 2025年9月30日）

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

	千円
繰延税金資産	
退職給付引当金	65,239
未払費用	42,812
未払金	131,262
有価証券評価損	27,776
長期差入保証金	45,532
繰延資産償却超過	-
未払事業税	14,001
その他	14,751
繰延税金資産小計	341,376
評価性引当額	△74,670
繰延税金資産合計	266,705

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	(%)
法定実効税率	30.6
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	6.0
住民税均等割	0.6
過年度法人税等繰入額	0
評価性引当金	△7.5
繰越欠損金（合併に伴う引継）	△5.7
その他	△1.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	22.8

3.法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

税法の改正に伴い、2027年９月期以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。
この変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額は僅少です。

（資産除去債務関係）

第27期事業年度（自 2023年10月1日　至 2024年9月30日）

1.　当該資産除去債務の概要

当社は、本社オフィスの賃貸借契約において、建物所有者との間で賃室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を認識しております。なお、賃借契約に基づいて計算をした敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額が、敷金の額よりも多いことから、資産除去債務として認められる金額から敷金の額を差し引いた金額を、固定負債のその他に含めて計上しております。

当事業年度末において敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額は19,579千円であります。

第28期事業年度（自 2024年10月1日　至 2025年9月30日）

1.　当該資産除去債務の概要

当社は、本社オフィスの賃貸借契約において、建物所有者との間で賃室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を認識しております。なお、賃借契約に基づいて計算をした敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額が、敷金の額よりも多いことから、資産除去債務として認められる金額から敷金の額を差し引いた金額を、固定負債のその他に含めて計上しております。

当事業年度末において敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額は93,696千円であります。

（セグメント情報等関係）

［セグメント情報］

当社の報告セグメントは投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

［関連情報］

第27期事業年度（自 2023年10月1日　至 2024年9月30日）

1.　製品およびサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託委託業務	投資一任業務	投資助言業務	業務の受託	その他	合計
外部顧客への営業収益	7,769,165	2,535,828	2,976	5,059,679	13,257	15,380,908

2.　地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

	日本	ルクセンブルグ	米国	その他	合計
委託者報酬	7,769,165	―	―	―	7,769,165
運用受託報酬	2,501,342	―	486	33,999	2,535,828
投資助言報酬	2,976	―	―	―	2,976
業務受託報酬	―	2,323,893	2,735,786	―	5,059,679

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益
フランクリン テンプルトン カンパニーズ エルエルシー	2,735,450
フランクリン テンプルトン インターナショナル サービシスS.A.R.L.	2,323,893
フランクリン・テンプルトン・オーストラリア高配当株ファンド（毎月分配型）	1,867,165

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報
第27期事業年度（自 2023年10月1日　至 2024年9月30日）
該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報
第27期事業年度（自 2023年10月1日　至 2024年9月30日）
該当事項はありません。

報告セグメントごと負ののれん発生益に関する情報
第27期事業年度（自 2023年10月1日　至 2024年9月30日）
該当事項はありません。

第28期事業年度（自 2024年10月1日　至 2025年9月30日）

1．製品およびサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託委託業務	投資一任業務	投資助言業務	業務の受託	その他	合計
外部顧客への営業収益	8,262,010	2,569,049	756	5,234,641	23,806	16,090,264

2．地域ごとの情報

（1）営業収益

（単位：千円）

	日本	ルクセンブルグ	米国	その他	合計
委託者報酬	8,262,010	―	―	―	8,262,010
運用受託報酬	2,536,312	―	―	32,736	2,569,049

投資助言報酬	756	―	―	―	756
業務受託報酬	―	2,173,105	3,050,108	11,427	5,234,641

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益
フランクリン テンプルトン カンパニーズ エルエルシー	3,047,711
フランクリン テンプルトン インターナショナル サービシスS.A.R.L.	2,173,105
フランクリン・テンプルトン・オーストラリア高配当株ファンド（毎月分配型）	1,719,116

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報
第28期事業年度（自 2024年10月1日　至 2025年9月30日）
該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報
第28期事業年度（自 2024年10月1日　至 2025年9月30日）
該当事項はありません。

報告セグメントごと負ののれん発生益に関する情報
第28期事業年度（自 2024年10月1日　至 2025年9月30日）
該当事項はありません。

（収益認識に関する注記）

第27期事業年度（自 2023年10月1日　至 2024年9月30日）

1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、注記事項（セグメント情報等関係）の［関連情報］、「2.地域ごとの情報」（1）営業収益に記載の通りであります。

2．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

重要な会計方針の4.収益及び費用の計上基準に記載の通りであります。

第28期事業年度（自 2024年10月1日　至 2025年9月30日）

1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、注記事項（セグメント情報等関係）の［関連情報］、「2.地域ごとの情報」（1）営業収益に記載の通りであります。

2．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

重要な会計方針の4.収益及び費用の計上基準に記載の通りであります。

（関連当事者情報）

第27期事業年度（自 2023年10月1日　至 2024年9月30日）

１．　関連当事者との取引

（１）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

（単位：千円）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	フランクリンリソーシズインク	米国デラウエア州	50.2百万米ドル	持株会社	（被所有）間接100%	業務委託関係役員の兼任	本部共通経費の支払（注２）	114,773	未払費用	90,939

（２）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

（単位：千円）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
同一の親会社を持つ会社	ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・エルエルシー	米国カリフォルニア州	-	金融業	―	業務委託関係	業務の委託（注５）	993,799	未払費用	79,933
同一の親会社を持つ会社	ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーワイ・リミテッド	オーストラリアビクトリア州	-	金融業	―	業務委託関係	業務の委託（注５）	889,511	未払費用	66,765
同一の親会社を持つ会社	ブランディワイン・グローバル・インベストメント・マネジメント・エルエルシー	米国ニューヨーク州ニューヨーク	-	金融業	―	業務委託関係	業務の委託（注５）	653,905	未払費用	228,361
同一の親会社を持つ会社	クリアブリッジ・インベストメンツ・エルエルシー	米国ペンシルバニア州	-	金融業	―	業務委託関係	業務の委託（注５）	845,888	未払費用	76,219
同一の親会社を持つ会社	フランクリン・テンプルトン・オーストラリア・リミテッド	オーストラリアビクトリア州	-	金融業	―	業務委託関係	業務の委託（注５）	1,856,249	未払費用	151,630
同一の親会社を持つ会社	フランクリン・テンプルトン・カンパニーズ・エルエルシー	米国デラウエア州	-	一般業務委託請負会社	―	業務委託関係	業務の受託（注３）	2,735,450	未収入金	366,521
							総務・経理・インフォメーションテクノロジー業務等の委託（注４）	1,168,745	未払費用	141,062
同一の親会社を持つ会社	フランクリン・テンプルトン・インターナショナル・サービシス・S.A.R.L.	ルクセンブルグ	-	金融業	―	業務委託関係	業務の受託（注３）	2,323,893	未収入金	185,607
							業務の委託（注５）	377	未払費用	67

同一の親会社を持つ会社	K2/D&Sマネジメント・カンパニーズ・エルエルシー	米国 デラウエア州	-	金融業	―	業務委託関係	業務の委託 （注５）	802,935	未払費用	83,768
同一の親会社を持つ会社	フランクリン アドバイザーズ インク	米国 カリフォルニア州	-	金融業	―	業務委託関係	業務の委託 （注５）	787,168	未払費用	69,871

（取引条件及び取引条件の決定方針等）
（注１）取引金額及び期末残高には消費税等が含まれておりません。
（注２）本部共通経費の支払については、当業務に関する役務提供割合を勘案して合理的な金額を支払っております。
（注３）業務受託報酬については、当社が提供する役務に係る人件費、システム利用料等の経費相当額に基づいて算出しております。
（注４）総務・経理・インフォメーションテクノロジー業務等の委託については、コーポレートサービスフィー契約に基づいて算出された業務委託料金を支払っております。
（注５）業務委託報酬については、当社に提供される役務に係る人件費、システム利用料等の経費相当額に基づいて算出されております。

２．　親会社又は重要な関連会社に関する注記
（１）親会社情報
フランクリン・リソーシズ・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）
レッグ・メイソン・インク（非上場）
テンプルトン・ワールドワイド・インク（非上場）
テンプルトン・インターナショナル・インク（非上場）
フランクリン・テンプルトン・キャピタル・ホールディングス・プライベート・リミテッド（非上場）

第28期事業年度（自 2024年10月1日　至 2025年9月30日）
１．　関連当事者との取引
（１）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

（単位：千円）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	フランクリン リソーシズ インク	米国 デラウエア州	50.2 百万 米ドル	持株会社	（被所有） 間接 100%	業務委託関係 役員の兼任	本部共通経費の支払 （注２）	106,615	未払費用	60,193

（２）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

（単位：千円）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
同一の親会社を持つ会社	ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・エルエルシー	米国 カリフォルニア州	-	金融業	―	業務委託関係	業務の委託 （注５）	943,806	未払費用	79,097

同一の親会社を持つ会社	ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーワイ・リミテッド	オーストラリアビクトリア州	-	金融業	―	業務委託関係	業務の委託（注５）	736,282	未払費用	59,569
同一の親会社を持つ会社	ブランディワイン・グローバル・インベストメント・マネジメント・エルエルシー	米国ニューヨーク州ニューヨーク	-	金融業	―	業務委託関係	業務の委託（注５）	640,546	未払費用	58,552
同一の親会社を持つ会社	クリアブリッジ・インベストメンツ・エルエルシー	米国ペンシルバニア州	-	金融業	―	業務委託関係	業務の委託（注５）	1,286,585	未払費用	121,009
同一の親会社を持つ会社	フランクリン・テンプルトン・オーストラリア・リミテッド	オーストラリアビクトリア州	-	金融業	―	業務委託関係	業務の委託（注５）	1,749,095	未払費用	149,780
同一の親会社を持つ会社	フランクリン・テンプルトン・カンパニーズ・エルエルシー	米国デラウエア州	-	一般業務委託請負会社	―	業務委託関係	業務の受託（注３）	3,047,711	未収入金	206,314
							総務・経理・インフォメーションテクノロジー業務等の委託（注４）	1,153,112	未払費用	94,783
同一の親会社を持つ会社	フランクリン・テンプルトン・インターナショナル・サービシス・S.A.R.L.	ルクセンブルグ	-	金融業	―	業務委託関係	業務の受託（注３）	2,173,105	未収入金	101,349
							業務の委託（注５）	1,217	未払費用	89
同一の親会社を持つ会社	K2/D&Sマネジメント・カンパニーズ・エルエルシー	米国デラウエア州	-	金融業	―	業務委託関係	業務の委託（注５）	889,817	未払費用	78,663
同一の親会社を持つ会社	フランクリン アドバイザーズ インク	米国カリフォルニア州	-	金融業	―	業務委託関係	業務の委託（注５）	1,026,866	未払費用	96,262

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

（注１）取引金額及び期末残高には消費税等が含まれておりません。

（注２）本部共通経費の支払については、当業務に関する役務提供割合を勘案して合理的な金額を支払っております。

（注３）業務受託報酬については、当社が提供する役務に係る人件費、システム利用料等の経費相当額に基づいて算出しております。

（注４）総務・経理・インフォメーションテクノロジー業務等の委託については、コーポレートサービスフィー契約に基づいて算出された業務委託料金を支払っております。

（注５）業務委託報酬については、当社に提供される役務に係る人件費、システム利用料等の経費相当額に基づいて算出されております。

２．　親会社又は重要な関連会社に関する注記

（１）親会社情報

フランクリン・リソーシズ・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）
レッグ・メイソン・インク（非上場）
テンプルトン・ワールドワイド・インク（非上場）
テンプルトン・インターナショナル・インク（非上場）
フランクリン・テンプルトン・キャピタル・ホールディングス・プライベート・リミテッド（非上場）

（１株当たり情報）

第27期事業年度 （自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）	第28期事業年度 （自 2024年10月1日 至 2025年9月30日）
１株当たり純資産額 48,601円69銭 １株当たり当期純利益金額 4,391円69銭 (注) １株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下の通りであります。 当期純利益 343,738千円 普通株式に帰属しない金額 - 普通株式に係る当期純利益 343,738千円 期中平均株式数 78千株 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	１株当たり純資産額 54,208円28銭 １株当たり当期純利益金額 6,260円97銭 (注) １株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下の通りであります。 当期純利益 490,046千円 普通株式に帰属しない金額 - 普通株式に係る当期純利益 490,046千円 期中平均株式数 78千株 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（重要な後発事象）
該当事項はありません。

中間財務諸表

（1）中間貸借対照表

（単位：千円）

		第29期中間会計期間末 （2026年3月31日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		4,169,642
前払費用		104,633
未収委託者報酬		1,021,871
未収運用受託報酬		798,462
その他未収収益		46,561
未収入金		470,672
流動資産計		6,611,842
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1	72,196
器具備品	※1	29,078
有形固定資産計		101,275
無形固定資産		
ソフトウェア		875
無形固定資産計		875
投資その他の資産		
投資有価証券		9,285
長期差入保証金		25,000
繰延税金資産		244,309
投資その他の資産計		278,594
固定資産計		380,744
資産合計		6,992,587

（単位：千円）

		第29期中間会計期間末 （2026年3月31日）
負債の部		
流動負債		
預り金		27,159
未払金		378,545
未払手数料		219,853
未払消費税等		114,779
その他未払金		43,912
未払費用		1,422,224
賞与引当金		248,685
未払法人税等		125,817
前受金		24,272
流動負債計		2,226,704
固定負債		
退職給付引当金		222,404
その他固定負債		93,696
固定負債計		316,100
負債合計		2,542,805
純資産の部		
株主資本		
資本金		1,000,000
資本剰余金		
資本準備金		226,405
その他資本剰余金		1,047,958
資本剰余金計		1,274,364
利益剰余金		
利益準備金		23,594
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		2,151,823
利益剰余金計		2,175,417
株主資本計		4,449,781
純資産合計		4,449,781
負債・純資産合計		6,992,587

（2）中間損益計算書

（単位：千円）

		第29期中間会計期間 （自 2025年10月 1日 至 2026年 3月31日）
営業収益		
委託者報酬		4,622,943
運用受託報酬		943,671
業務受託報酬		2,495,288
その他営業収益		14,271
営業収益計		8,076,175
営業費用		5,704,099
一般管理費	※1	2,072,245
営業利益		299,830
営業外収益		
受取利息		9
為替差益		19,809
雑収益		516
営業外収益計		20,336
営業外費用		
投資有価証券売却損		0
雑損失		667
営業外費用計		667

経常利益	319,498
税引前中間純利益	319,498
法人税、住民税及び事業税	90,202
法人税等調整額	22,396
法人税等合計	112,599
中間純利益	206,899

（3）中間株主資本等変動計算書

第29期中間会計期間（自 2025年10月 1日　至 2026年3月31日）　（単位：千円）

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
						繰越利益剰余金			
当期首残高	1,000,000	226,405	1,047,958	1,274,364	23,594	1,944,923	1,968,517	4,242,881	4,242,881
当期変動額									
中間純利益	-	-	-	-	-	206,899	206,899	206,899	206,899
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当中間期変動額合計	-	-	-	-	-	206,899	206,899	206,899	206,899
当中間期末残高	1,000,000	226,405	1,047,958	1,274,364	23,594	2,151,823	2,175,417	4,449,781	4,449,781

[注記事項]

（重要な会計方針）

項　目	第29期中間会計期間 （自 2025年10月 1日 至 2026年3月31日）
1.資産の評価基準及び評価方法	その他有価証券 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
2.固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 建物　6～18年 器具備品　3～15年 (2)無形固定資産 ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
3.引当金の計上基準	(1)賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支給見込額のうち当中間会計期間末までの期間に係る部分の金額を計上しております。 (2)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る中間会計期間末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

4.収益及び費用の計上基準	当社は、投資運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬及び業務受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。 委託者報酬は投資信託の信託約款に基づきファンドの運用、受託会社への指図、基準価額の算出、目論見書・運用報告書等の作成等の履行義務を負っており、日々の運用ファンドの純資産総額に各報酬率を乗じて算出されます。当該履行義務は運用期間において日々充足されると判断し、運用期間にわたり収益として認識しております。 運用受託報酬は対象顧客との投資一任契約に基づき投資一任業務の履行義務を負っており、口座の計算期間における日次又は月次の受託資産の時価平均に、契約書に記載された一定の報酬率（もしくは段階報酬率）を乗じて算出されます。当該履行義務は運用期間にわたり日々充足されると判断し、サービス提供期間にわたり収益として認識しております。 成功報酬は対象顧客との投資一任契約に基づき特定のベンチマーク又はその他のパフォーマンス目標を上回る運用履行義務を負っており、口座の計算期間における日次又は月次の受託資産の時価平均に、契約書に記載された成功報酬率を乗じて算出されます。当該履行義務は口座の計算期間末において充足され、期末時点で将来著しい減額が発生しない可能性が高いと見込まれた時点で収益として認識しております。 業務受託報酬は、当社の関係会社とのサービス契約書に基づき営業・マーケティング・オペレーショナル・アドミニストレーションなどのサポートを提供する履行義務を負っており、月々の実際の費用額にグループ全体で適用されている移転価格税制ポリシーで定められたマークアップが加算されて算出されます。当該履行義務はサービス期間にわたり充足されると判断しサービス提供期間にわたり収益として認識しております。
5.外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
6.その他中間財務諸表作成のための重要な事項	消費税等の会計処理 固定資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、発生会計期間の費用として処理しております。

（中間貸借対照表関係）

第29期中間会計期間末 2026年3月31日
※1 有形固定資産の減価償却累計額 建物　373,427千円 器具備品　157,672千円

（中間損益計算書関係）

第29期中間会計期間 （自 2025年10月 1日 至 2026年3月31日）
※1 減価償却実施額 有形固定資産　11,430千円 無形固定資産　300千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第29期中間会計期間
（自 2025年10月 1日 至 2026年3月31日）

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首（株）	当中間会計期間増加（株）	当中間会計期間減少（株）	当中間会計期間末（株）
普通株式	78,270	-	-	78,270

2.配当に関する事項 (1)配当金支払額 該当事項はありません。
(2)基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

（リース取引関係）

第29期中間会計期間 （自 2025年10月 1日 至 2026年3月31日）
該当事項はありません。

（金融商品関係）

第29期中間会計期間（自 2025年10月 1日 至 2026年3月31日）

1.金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
（1）長期差入保証金	25,000	25,000	―
資産計	25,000	25,000	―

（注）1.

（1）現金及び預金については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（2）未収委託者報酬、未収運用受託報酬、その他未収収益、未収入金、預り金、未払手数料、その他未払金、未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。

（注）2．市場価格のない株式等は、表には含めておりません。当該金融商品の中間貸借対照表計上額は以下の通りであります。

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額
非上場株式	9,285

2.金融商品の時価等のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価額により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（1）時価をもって中間貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債以外の金融資産及び金融負債

（単位：千円）

	時価

区分	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	―	25,000	―	25,000

（注1）　時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期差入保証金
長期差入保証金の時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

なお、「金融商品関係」の「1．金融商品の時価等に関する事項」の(注)1に記載の通り、短期間で決済され、時価が帳簿価額にほぼ等しい金融資産及び金融負債は注記を省略しております。

（収益認識に関する注記）

第29期中間会計期間（自 2025年10月1日　至 2026年3月31日）

1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報
顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、注記事項（セグメント情報等関係）の［関連情報］、「2.地域ごとの情報」（1）営業収益に記載の通りであります。

2．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
重要な会計方針の4.収益及び費用の計上基準に記載の通りであります。

（セグメント情報等関係）

［セグメント情報］
当社の報告セグメントは投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

［関連情報］
第29期中間会計期間（自 2025年10月 1日 至 2026年3月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託委託業務	投資一任業務	投資助言業務	業務の受託	その他	合計
外部顧客への営業収益	4,622,943	943,671	―	2,495,288	14,271	8,076,175

2．地域ごとの情報

（1）営業収益

（単位：千円）

	日本	ルクセンブルク	米国	その他	合計
委託者報酬	4,622,943	―	―	―	4,622,943
運用受託報酬	925,123	―	―	18,547	943,671
業務受託報酬	3,870	890,353	1,595,062	6,003	2,495,288

（2）有形固定資産
本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益
フランクリン テンプルトン カンパニーズ エルエルシー	1,593,804
フランクリン・テンプルトン・オーストラリア高配当株ファンド（毎月分配型）	934,076
フランクリン テンプルトン インターナショナル サービシスS.A.R.L.	890,353

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報
第29期中間会計期間（自 2025年10月 1日 至 2026年3月31日）
該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報
第29期中間会計期間（自 2025年10月 1日 至 2026年3月31日）
該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報
第29期中間会計期間（自 2025年10月 1日 至 2026年3月31日）
該当事項はありません。

（１株当たり情報）

第29期中間会計期間 （自 2025年10月 1日 至 2026年3月31日）	
１株当たり純資産額	56,851円68銭
１株当たり中間純利益金額	2,643円41銭

（注）1．なお、潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2．１株当たり中間純利益金額の算定の基礎は以下のとおりであります。

中間純利益金額	206,899千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益金額	206,899千円
期中平均株式数	78,270株

（重要な後発事象）
当社は、2026年1月22日開催の取締役会においてウエスタン・アセット・マネジメント株式会社との間で締結した合併契約を承認しました。

（1）取引の概要

1．結合当事企業の名称及び事業内容
結合当事企業の名称：ウエスタン・アセット・マネジメント株式会社（以下「WAMJ」）
事業の内容：投資運用業

2．企業結合日
2026年10月1日

3．企業結合の法的形式
当社を存続会社、WAMJを消滅会社とする吸収合併

4．企業結合後の名称
フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社

5．企業結合の目的
この企業結合により日本法人の業務効率の向上と体制強化を図ることで、よりクオリティーの高い顧客サービスの提供やより顧客ニーズにあった商品紹介を可能とすることを目指します。

（2）実施する会計処理の概要
「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行う予定であります。

４【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

（１）自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

（２）運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

（３）通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（４）、（５）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。

（４）委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。

（５）上記（３）、（４）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

５【その他】

（１）定款の変更等
該当事項はありません。

（２）訴訟事件その他の重要事項
委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

（１）受託会社

名　　称	資本金の額 （2026年3月末現在）	事業の内容
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

＜再信託受託会社の概要＞
名称　　：日本マスタートラスト信託銀行株式会社
資本金の額　：10,000百万円（2026年3月末現在）
事業の内容　：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

（２）販売会社

名　　称	資本金の額 （2026年3月末現在）	事業の内容
あかつき証券株式会社	3,067百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ＳＭＢＣ日興証券株式会社※１※２※５	135,000百万円	
株式会社ＳＢＩ証券	54,323百万円	
十六ＴＴ証券株式会社※１※２	3,000百万円	
株式会社スマートプラス※１※３	300百万円	
東海東京証券株式会社※１※２	6,000百万円	
ほくほくＴＴ証券株式会社※１※２	1,250百万円	
松井証券株式会社	11,945百万円	
三菱UFJ ｅスマート証券株式会社	7,196百万円	
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社※２※３※４	40,500百万円	

UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社	5,165百万円	
楽天証券株式会社	19,495百万円	
ワイエム証券株式会社※1※2	1,270百万円	
株式会社百十四銀行※2※4※5	37,322百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社北國銀行※2	27,284百万円	
株式会社ＳＭＢＣ信託銀行	87,550百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

※１　限定為替ヘッジコースの取扱いはありません。
※２　毎月分配型・為替ヘッジなしコースの取扱いはありません。
※３　為替ヘッジなしコースの取扱いはありません。
※４　限定為替ヘッジコースについて、受益権の新規の募集の取扱いは行いません。
※５　為替ヘッジなしコースについて、受益権の新規の募集の取扱いは行いません。

２【関係業務の概要】

（１）受託会社
ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行ないます。
（２）販売会社
日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行ないます。

３【資本関係】

（１）受託会社
該当事項はありません。
（２）販売会社
該当事項はありません。

第３【その他】

（１）目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を使用します。
（２）目論見書の表紙、表紙裏または裏表紙に、以下を記載することがあります。
①　委託会社の金融商品取引業者登録番号および設立年月日
②　ファンドの基本的性格など
③　委託会社およびファンドのロゴ・マークや図案など
④　委託会社のホームページや携帯電話サイトのご案内など
⑤　目論見書の使用開始日
（３）目論見書の表紙または表紙裏に、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。
①　投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。
②　投資信託は、元金および利回りが保証されているものではない旨の記載。
③　投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託を購入されたお客様が負う旨の記載。
④　「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨の記載。
⑤　「ご購入に際しては、目論見書の内容を十分にお読みください。」という趣旨の記載。
⑥　請求目論見書の入手方法（ホームページで閲覧、ダウンロードできるなど）についての記載。
⑦　請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行なった場合にはその旨の記録をしておくべきである旨の記載。
⑧　「約款が請求目論見書に掲載されている。」旨の記載。
⑨　投資信託約款の内容の重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認する旨の記載。
⑩　投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨の記載。
⑪　有価証券届出書の効力発生およびその確認方法に関する記載。
⑫　委託会社の情報として記載することが望ましい事項と判断する事項がある場合は、当該事項の記載。
（４）交付目論見書の投資リスクに、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。
①　ファンドの取引に関して、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用がない旨の記載。
②　投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。
（５）有価証券届出書本文「第一部　証券情報」、「第二部　ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表などを付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
（６）目論見書に約款を掲載し、有価証券届出書本文「第二部　ファンド情報」中「第１　ファンドの状況」「２　投資方針」の詳細な内容につきましては、当該約款を参照する旨を記載することで、目論見書の内容の記載とすることがあります。
（７）投信評価機関、投信評価会社などによる評価を取得・使用する場合があります。

（８）目論見書は電子媒体などとして使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
（９）交付目論見書の手続・手数料等に、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。
①　当初元本額についての記載。
②　基準価額が日本経済新聞に掲載される旨および掲載略称。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2025年12月17日

フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社
取 締 役 会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　久 保 直 毅

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているフランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社の2024年10月1日から2025年9月30日までの第28期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社の2025年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚

起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2026年8月28日

フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社
取 締 役 会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　久 保 直 毅

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているテンプルトン世界債券ファンド　限定為替ヘッジコースの2025年12月23日から2026年6月22日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、テンプルトン世界債券ファンド　限定為替ヘッジコースの2026年6月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2026年8月28日

フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社
取 締 役 会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　久 保 直 毅

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているテンプルトン世界債券ファンド　為替ヘッジなしコースの2025年12月23日から2026年6月22日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、テンプルトン世界債券ファンド　為替ヘッジなしコースの2026年6月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2026年8月28日

フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社
取 締 役 会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　久 保 直 毅

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているテンプルトン世界債券ファンド　毎月分配型・為替ヘッジなしコースの2025年12月23日から2026年6月22日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、テンプルトン世界債券ファンド　毎月分配型・為替ヘッジなしコースの2026年6月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 中 間 監 査 報 告 書

2026年6月17日

フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社
取 締 役 会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　久 保 直 毅

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているフランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社の2025年10月1日から2026年9月30日までの第29期事業年度の中間会計期間（2025年10月1日から2026年3月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社の2026年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2025年10月1日から2026年3月31日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して

いるかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
２．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。